

清初の八股文について

滝野 邦雄

はじめに

清朝になり、熊伯龍が現われて、八股文の文体を刷新する。この熊伯龍について、兪長城はつぎのように述べる。

有明の季、文體 蕪穢し、晦冥蒙翳（暗く覆われる）なりて、[明朝の国] 運と相い符す。[清朝になってからの] 丙戌（順治三年：一六四六年）・丁亥（順治四年：一六四七年） 草昧（時勢の混乱した状態） 漸く開かる。己丑（順治六年：一六四九年）に至り、主司 既に先正の法律（詩文の格式と規律）を執りて天下の士を^{はか}衡り、名公碩儒 起きて之に應ず。熊鍾陵（熊伯龍）先生 其の較著（顯著）なる者なり。昔^{むかし} [艾] 千子の文を論ずるや理を主とし、[錢] 吉士の文を論ずるや法を主とす。是れ皆な名 一時に著わる。^{しか}而れども狂瀾（たいへんな動乱） 既に倒り復廻する能わず。先生（熊伯龍） 兩浙に主試たり（順治十一年甲午科（一六五四年）：浙江郷試考官）、京師に督學たり（順治十四年十月十一日～順治十八年三月八日：順天学政）、乃ち艾（艾千子）・錢（錢吉士）の諸選を取りて發揚・鼓興す。是に於いて天下 典型（常規）に嚮風（帰依）すること故の如し。[これは熊伯龍] 一人の力なり。夫れ楚の地は江漢（長江と漢水）會同し、雄風（威風） 天下に甲たり。而して己丑（順治六年：一六四九年） 最も盛んなりと爲す。克猷（劉子壯） 古博縱横（勇壮奔放）にして前代の終わりを收め、鍾陵（熊伯龍） 簡老蒼茂（枯れて力強く）にして、本朝の始めを開く（兪長城「題熊鍾陵稿」『可儀堂一百二十名家制義』卷四十・二葉～三葉・「題熊鍾陵稿」条）。

明朝の末期には、八股文の文体は乱れ、暗く覆われ、明朝の運命と呼応するようになった。清朝の丙戌（順治三年：一六四六年）・丁亥（順治四年：一六四七年）になり、混乱した状態からしだいに解き放たれるようになった。己丑（順治六年：一六四九年）になり、試験官は以前の賢人の取り決めた格式と規律によって天下の士を試験し、名公・碩儒が現われてこれに応じるようになった。熊鍾陵（熊伯龍）先生は、その最も著名な人物である。以前、明末の艾千子は八股文を論ずるのに理を主とし、明末の錢吉士は八股文を論ずるのに法則を主とした。これらは当時評判となった人たちである。しかし、時代のたいへんな動乱がやってきて、文体を復興することはできなかった。熊鍾陵（熊伯龍）先生は、順治十一年（一六五四年）に浙江郷試考官となり、順治十四年（一六五七年）から順治十八年（一六六一年）まで順天学政に任ぜられ、艾千子・錢吉士の八股文の選集を奨励した。そのおかげで、天下が故のように正しい文体に立

ち戻るようになった。これは熊伯龍ひとりの力である。そもそも楚の地方は長江と漢水とが合流し、雄風は天下一であった。そうして、[熊伯龍・劉子壯が及第した]己丑（順治六年：一六四九年）の會試が最も盛んであったとされる。劉子壯は勇壮奔放で明朝を締めくくるような八股文を書き、熊伯龍は枯れた味わいで力強く、清朝における八股文の文体を切り開いた、という。

明末には、八股文は乱れてしまったが、清朝になって熊伯龍があらわれ、順天学政となって文体を正しいものに返した。そして、劉子壯は明朝を締めくくるような八股文を書き、熊伯龍は清朝の八股文の文体を切り開いたというのである。

拙稿では、熊伯龍が郷試受験前に書いた「周公成文武之徳」題文と郷試で書いた「忠信重祿二句」題文の検討を通して、熊伯龍が八股文の書き方をどのように変えたのかを考えてみたい。

なお、この熊伯龍と劉子壯の「周公成文武之徳」題文について、費淳（字は筠浦、文格と諡される。浙江錢塘の人。乾隆二十八年癸未科（一七六三）二甲二十五名の進士）は、つぎのようなことを述べている。

費筠浦 云う、「周公成文武之徳」題は熊[伯龍]・劉[子壯]の二編有るも、一時の作に非ず。劉[子壯]は則ち古義を敷陳し、熊[伯龍]は則ち美を本朝に歸す。處る所の時、同じからざればなり、と（同治九年（一八七〇年）『國朝科場異聞録』卷一・「順治六年己丑科會試」条所引・十二葉）。

費淳はいう。「周公成文武之徳」題文は熊伯龍と劉子壯の二編が伝わっているが、同時に書かれたものではない。劉子壯のものは、古義を論述し、熊伯龍のものは清朝を称賛している。それは、書かれた時が同じでないからである、という。

費淳は、熊伯龍の「周公成文武之徳」題文は、清朝を称賛した内容になっているというのである。

また、『眉園日課』には、熊伯龍の「周公成文武之徳」題文とともに、熊伯龍の「自記」が収められている。

丙戌（順治三年：一六四六年）夏、始めて出山^①の意有り、廬（宿舎）に過りて此の題を拈り、率爾（急いで）に之に應ぜんとす。殊に光燄（輝き）有り。此を存し以て世俗の所謂ゆる高華（高官）俊偉（名人）なる者に見せんとするも、予（熊伯龍）未だ嘗て為さざるなり自記（『眉園日課』卷二十・國朝大家文選・「周公成文武之徳 熊伯龍」条・六十七葉）。

①出山は、出仕するとかある職務に従事する、乗り出すなどの比喩に用いられることがあり、ここでも清政権が成立してから行われた郷試を受験するという意味に用いられたと考えられる。なお、「丙戌（順治三年：一六四六年）夏」と記しているのが、八月に行われた郷試に参加する際に書かれたものであろう。

丙戌（順治三年：一六四六年）夏に、始めて郷試に参加しようという気持ちになった。廬（宿舎）に到着し、この題目を取り出して、急いでこの八股文を作成しようとした。これは、ことさら出来栄えがよかった。そこで、これを留めていわゆる「高華（高官）」や「俊偉（名人）」に見てもらいたいとしたができなかった、という。

熊伯龍の「自記」によれば、「周公成文武之徳」題文は、清政権が成立してはじめて行なわれた順治三年丙戌科補行郷試に参加しようとした時に書いたもので、高官や名人に見せようとしたものであった、というのである。おそらく、熊伯龍自身の名前を知ってもらつつもりで書かれたのであろう。

その目的は、明末のように、政権内の実力者や有力な派閥などに自分の八股文を提出し、名前を知ってもらい、中式の手掛かりとするためであった。ただ、清政権が成立してすぐの時期である。新たに成立した清政権内で中式を左右するほどの実力者や有力な派閥などがはっきりしなかったのではないか。それが、「世俗の所謂ゆる高華（高官）俊偉（名人）なる者に見せんとするも、予（熊伯龍）未だ嘗て為さざるなり」という発言になったのではないだろうか。

さらに、内容について、熊伯龍は、清政権が順治二年（一六四五年）に出した、

順治二年 定む。文に正體有り。凡そ篇内の字句 務めて典雅純粹にし、故より一家言を
ひろ 擴い、飾りて宏博を爲すを許さず（乾隆『學政全書』卷六・釐正文體・一葉所引の「順治二年定」）。

という注意事項や、順治二年乙酉科郷試と順治三年丙戌科會試の結果を検討したと推測できる。そうして、明末に盛んであった時事評論を書き込むことは避け、朱子の『四書』解釈を敷衍した八股文を書き、できればそれに清政権を間接的に賛美する内容を加えれば有効であると結論付けたと考えられる。

こうして書かれたのが熊伯龍の「周公成文武之徳」題文であろう。清政権も、中国本土統治のために、読書人たちが八股文作成を通じて政権批判を行なうことは認めるつもりはない。そこで余計なことは書き込まず、朱子の『四書』解釈を展開しただけの八股文をすぐれた答案として採用しようとした。こうした清政権の方針に沿った八股文を書いて熊伯龍は進士及第となる。そうした書き方が、劉子壯の「周公成文武之徳」題文とともに、

何二山忠相（字は罕勳、号は二山。江蘇崇明の人。乾隆十五年（一七五〇）の貢生。何焯は從祖になる）曰く、「周公成文武之徳」題、熊〔伯龍〕・劉〔子壯〕の文 並びに膾炙（称賛）され人々口にす、と（『制義叢話』卷之八・五葉所引）。

ということになったのであろう。

ただし、沈汝桂（胡州の人。字は秋園）は、つぎのようにいう。

氣象（氣韻・風格）實に好し。傳誦の不朽（永存）を怪しむ無きなり。鍾陵先生（熊伯龍）の文、未だ甚しくは發越（展開）せざるを苦しむ。此の首は殊に光燄（光芒）有り。但だ前四比は合掌（二股が同じような語句を用いて文章を展開する）を免れず、後比は亦た只だ出比有り。對收（收股）は係れ改本 較や隱なり。而して前半股は終に出比に及ばず……秋園（乾隆三十七年（一七七二）沈汝桂自序：嘉慶二十三年（一八一八）鐫『國初文讀本註釋』卷三・「周公成文武之徳」条・十八葉）。

[熊伯龍の「周公成文武之徳」題文は]、氣韻・風格が実によい。長らく伝承されてきたのをい

ぶかるものではない。ただ、鍾陵先生（熊伯龍）の八股文は、甚だしくは展開しないという残念なところがある。しかし、この八股文は、ことさらにきらめきがある。ところが、前股の二つの対句は、合掌（二股が同じような語句を用いて文章を展開する）を免れていない。後股には、出比の「きらめいている」箇所があるだけである。對收（收股）は、「後の人が手を加えた」改訂版がやや穏やかである。しかし、前半の対句は、出比には及ばない、という。

「氣象 實に好し」ではあるが、八股の展開の部分には不満足なところが見られる、と評価するのである。

それでは、まずこの熊伯龍の「周公成文武之徳」題文を検討してみたい。

(1) 「周公成文武之徳」題文

題目は、『中庸』第十八章・第三節の下線部の箇所である。

武王末受命。周公成文武之徳、追王大王・王季、上祀先公、以天子之禮。斯禮也、達乎諸侯大夫及士庶人。父爲大夫、子爲士、葬以大夫、祭以士。父爲士、子爲大夫、葬以士、祭以大夫。期之喪、達乎大夫、三年之喪、達乎天子。父母之喪、無貴賤一也（武王は末に命を受く。周公は文〔王〕・武〔王〕の徳を成し、大王・王季を追王し、上先公を祀るに、天子の禮を以てす。斯の禮や、諸侯・大夫及び士・庶人に達す。父は大夫爲り、子は士爲れば、葬るに大夫を以てし、祭るに士を以てす。父は士爲り、子は大夫爲れば、葬るに士を以てし、祭るに大夫を以てす。期の喪は、大夫に達し、三年の喪は、天子に達す。父母の喪は、貴賤と無く一なり）。

〔朱注〕此言周公之事。末、猶老也。追王、蓋推文・武之意、以及乎王迹之所起也。先公、組紺以上至后稷也。上祀先公以天子之禮、又推大王・王季之意、以及於無窮也。制爲禮法、以及天下、使葬用死者之爵、祭用生者之祿。喪服自期以下、諸侯絶、大夫降。而父母之喪、上下同之。推己以及人也（此れ周公の事を言う。末とは、猶お老がごときなり。追王とは、蓋し文〔王〕・武〔王〕の〔孝心の〕意を推して、以て王迹の起こる所に及ぶなり。先公とは、組紺（古公亶父の父）以上より后稷に至るなり。上は先公を祀るに天子の禮を以てし、又た大王・王季の〔孝心の〕意を推して、以て無窮に及ぶなり。禮法を制爲して、以て天下に及ぼし、葬るに死者の爵を用い、祭るに生者の祿を用いしむ。喪服は期より以下、諸侯は絶ち（諸侯以上は及ぼさない）、大夫は降す（期間を短縮する）。而るに父母の喪は、上下之を同じくす。己を推して以て人に及ぼせばなり）。

陳組綬（字は伯玉。江蘇武進の人。天啓辛酉科（天啓元年）の解元、崇禎七年甲戌科（一六三四）二甲三名の進士）の『四書副墨』は、『中庸』の題目の箇所をつぎのように解説する。

三節只だ「成文武之徳」句を重んず。下は皆な是れ「徳を成す」の處なり。大徳とは、必ず「受命」なり。「武王は末に命を受く」れば、則ち禮を制し樂を作るに、欠缺する處多し。

後に人の之を成すこと無からしめば、惟だ武王の事 未だ終わらざるのみならず、而して文王の「子 之を述ぶ」の處も畢竟するに未だ了らず。故に「追王」以下、總じて文 [王] 武 [王] の徳を成す。文王は只だ帶過するのみ。必ずしも他(文王)を説かず。勢いに拘されて為すを得(得)ず・・・・(『四書副墨』・中庸副墨・「[第十八章] 三節」条・五十五葉)。

[第十八章・三節は]、ただ「成文武之徳」句を重視する。これ以下の発言は、すべて「徳を成す」の説明である。大徳とは必然的に「受命」のことである。「武王は末に命を受く(武王は晩年に命を受けた)」から、禮を制作し樂を作るには、不足するところが多かった。これに続けてこのことを継続してゆかなければ、武王の事業は完了しないばかりでなく、文王の「子(文王)之を述ぶ」のこともつまりは完成しない。そこで「追王」以下の文ですべて文王・武王の徳を成すことを記したのである。ここでは、文王はただ付け足されているだけであり、必ずしも文王のことを言っているわけではない。文勢にひっぱられて、文王のことを書くべきではないのである、という。

劉嗣固(正夫・江西弋陽の人)の『纂補四書大全』(康熙四十九年(一七一〇)自序)は、つぎのように問答体で解説する。

問う、「武王は末に命を受く。周公は文 [王]・武 [王] の徳を成す」とは、何ぞや、と。曰く、此れ武王の子の「述ぶ」(繼承する：第十八章・第一節「以王季爲父，以武王爲子，父作之，子述之」)の事なり。周公を得て始めて成るなり。蓋し武王の命を受けるは已に末年に至る。禮を制し樂を作るの事は、未だ備わらざること多し。「徳意(徳を施す時の考え)」の缺陷(陷)する者多し。故に周公 因りて之を成す、と。問う、此の如ければ、則ち只だ是れ武 [王] の徳を成すのみ。而れども此は却って「文 [王]・武 [王] の徳を成す」と云うは、何ぞや、と。曰く、武 [王] の「徳」は即ち文 [王] の徳なり。聖聖の相い傳えるは、原より止だ一心なるのみ。故に武 [王] の徳を成すは、便ち是れ文 [王] の徳を成すなり。兼ねて之を言う所以なり、と。○如何なるが是れ文 [王]・武 [王] の徳なり、と。曰く、徳とは、「徳意(徳を施す時の考え)」を謂う。乃ち是れ文 [王]・武 [王] の好き意思なるのみ、と。○問う、下文の禮を制し樂を作るは原より事跡の上に在りて説く。而るに此は却って「徳意」と云うは何ぞや、と。曰く、禮を制し樂を作るは、是れ事跡と雖も、然る所以の者は寔に文 [王]・武 [王] の心を體して之を爲す。故に「徳意」と曰う、と。○問う、文 [王]・武 [王] の徳 固より周公に頼りて成る。當日、若し周公無ければ、文 [王]・武 [王] の徳 將に成らざらんや、と。曰く、分に隨いて自から盡くすなり。即ち周公無ければ、文 [王]・武 [王] の徳も亦た未だ嘗て成らず。但だ聖人の分限り有りとも雖も、而れども意は即ち窮まる無し。周公を得て、文 [王]・武 [王] の徳の意更に暢快(爽快)なるを覺ゆるのみ。文 [王]・武 [王] の徳の足らざるに非ず、直ちに周公を俟ちて之を成すなり、と(『纂補四書大全』中庸・卷之二・「武王末受命・・・・」条・五十四葉)。

質問します、「武王は末^{すえ}に命を受く。周公は文〔王〕・武〔王〕の徳を成す」とはどのような意味ですか。その答えはこうである。つまり、これは文王の子である武王が「述ぶ」（継承する）という事である。〔そして、やはり文王の子である〕周公がいて始めて成し遂げることができた。武王が命を受けたのはもう晩年になってからである。禮を制定し樂を策定することは、完璧でないことが多かった。「徳意（徳を施す時の気持ち）」の〔内容の〕意味するものも欠けることが多かった。そこで周公がそのことによってこれを成し遂げたのである。それでは質問します、そうであるならば、これはただ武王の徳を成し遂げただけのように見えます。しかし、「文〔王〕・武〔王〕の徳を成す」と言っているのは、なぜなのでしょう。その答えはこうである。つまり、武王の「徳」は、文王の「徳」のこともである。聖人の中で継承されるのは、もともとただ「一心」だけである。だから、周公が武王の徳を成し遂げることは、文王の徳も成し遂げることになる。これが兼ねて述べている理由である。○質問します、どのようなものが、文王・武王の徳なのでしょう。その答えはこうである。つまり、徳とは、「徳意（徳を施す時の気持ち）」のことをいう。すなわち、文王・武王のすぐれた気持ちなのである。それでは質問します、下文で禮を制し樂を作るという具体的な事例に基づいて説明しています。なのにここでかえって〔抽象的な〕「徳意」というのはどうしてなのでしょう。その答えはこうである。つまり、〔下文は〕禮を制し樂を作るという具体的な事例を述べるが、〔禮を制し樂を作るという〕理由は文王・武王の気持ち（徳意）を具体的に現わしたのである。そこで、「徳意（徳を施す時の気持ち）」といているのである。○質問します、文王・武王の徳というものは周公のおかげで成し遂げられました。当時、周公がいなければ、文王・武王の徳は成し遂げられなかったのでしょうか。その答えはこうである。つまり、与えられた分にしがって努力するのである。周公がいなければ、文王・武王の徳も亦たまだ成し遂げられなかった。ただし、聖人という人の分は、限りがあるとしても、意（気持ち）は極め尽くされるものではない。周公が出てきて、文王・武王の「徳意」は、さらに暢快（爽快）な気持ちを感じさせるようになるのである。文王・武王の徳が不足しているということではない。周公を待ってこのことが成し遂げられたのである、という。

また、田實（字は成毅）の『四書辨解大全』（雍正十年（一七三二）序）では、つぎのように解釈する。

【講】更に武王より周公を思う。武王 命を受けて天子と爲る時に當るに、蓋し已に末年なり。一切の制作は未だ備わらず、文王の徳を成すに及ばず。周公は、則ち時に因りて禮を制し、以て文〔王〕・武〔王〕の徳を成し、其の未だ展^{のぼ}さざるの孝思^{のぼ}を展し、其の未だ廣くせざるの恩意を廣くす。

【辨】此の節は、「成文武之徳」句を重んず。武王 命を受けて七年にして崩ず。首句（武王末受命）は輕し。只だ周公の禮を制するの由に托するを引き、「成徳」句を以て主と爲す……（雍正十年序『四書辨解大全』中庸・卷之一・「武王末受命……」条・三十

九葉)。

[この第十八章・第三節は]、さらに武王から周公のことを考える。武王が天命を受けて天子となった時は、間違いなくすでに晩年であった。すべての禮樂の制作を完備することはできず、父の文王の徳を成し遂げることもできなかった。周公は、その時になって禮を制定し、文王・武王の徳を成し遂げ、そのまだ發揮しきれなかった孝の気持ちを發揮し、そのまだ広められなかった恩の気持ちを広めた、と【講】でいう。また、この三節では、「成文武之徳」句を重視する。武王は天命を受けて七年して亡くなった。だから、首句の「武王未受命」は、重視しない。周公が禮樂を制定した理由にことよせて、「文[王]・武[王]の徳を成す」句を主として文を書く、と【辨】で説明する。

さらに、該当箇所をどのようにして八股文を書けばよいのかを解説する『四書題鏡』は、つぎのように述べる。

徳とは、尊親^①の孝なり。正に所謂^{いわ}ゆる「庸徳」(平常の徳：『中庸』第十三章・第四節)なり。「徳を成す」とは、其の未だ申すに及ばざるの孝思を申すと其の未だ廣くするに及ばざるの恩意を廣くすの兩義を兼ね。其の實 事は下の「制禮」上に在り。宜しく緊照發論すべし。武[王]の徳を成せば、即ち以て文[王]の徳を成す。周公の「述」(繼承する)は、正に以て武[王]の「述」を成す。此の如く説けば、方に章脉の「無憂」と相い合う。「文王」の字面は、只だ須らく武王に従いて帶過し、必ずしも又た文王を補さず、勢いに拘られて意を爲さざるべし(『四書題鏡』中庸・「周公句」条・三十五葉)。

①『禮記』祭義に「曾子曰、孝有三。大孝尊親。其次弗辱。其下能養(曾子 曰く、孝に三つ有り。大孝は親を尊ぶ。其の次は[親の名前を]辱めず。其の下は能く養う、と)」。

この節でいう「徳」とは、親を尊ぶの孝である。それはいわゆる「庸徳」(平常の徳：『中庸』第十三章・第四節)のことである。「徳を成す」とは、まだ伸ばしきれしていない「孝」の思いとまだ広めきれしていない「恩」の気持ちとを兼ねるものである。その実際は、下文の「禮を制する」個々の事例にある。そのことを引き付けて八股文を書くべきである。武王の徳を成したのならば、文王の徳も成したことになる。周公の「述」(繼承する)は、ちょうど武王が「述」を成し遂げるようなものである。このように書いてゆけば、この第十八章の主題である「無憂」と合致する。「文王」の字面は、ただ武王にくっ付けて足されているだけであり、必ずしも文王のことを補足し、文勢にひっぱられて書くべきではない、という。

では、続けて熊伯龍の「周公成文武之徳」題文を検討してみたい。なお、「周公成文武之徳」題文の形式を分かりやすくするため、段落を区切って全文を提示し、その後に注釈をつける。また拙稿では、「周公成文武之徳」題文は『國初文讀本註釋』所収のものを用いる。

「周公成文武之徳」題

誌成徳之相、所以終無憂之事也、

夫德施上下，文武之憂已矣，成德必言文武，武亦文也，周公之志也，
稽古相業，未有顯融赫奕若周公之盛也，秬鬯錫之曲阜，生有榮施，郊禘擬諸帝京，歿猶美報，以為功在孺子王也，乃自今思之，夫亦為若祖若父答乃丕績也，
何言之，武王受命之時，
猶未濟之時也，

守十五王之澤，而執其小心，其事已動頑民之寤寐，惟是大難削平，馨香欲被於人天，
而君相庸愚，不克興言制作，以黼黻一朝之隆盛，斯亦聖明之累也，／

合八百國之心，而綏乃萬邦，其事姑聽後人之深論，惟是年豐敵克，歌謳欲洽於幽明，
而王事缺微，不復引伸新美，以大服望外之深求，斯亦天家之陋也，／

惟我周公，則為文王代厥憂，為武王之德告厥成焉，

其父為聖人，其兄亦為聖人，使彼觀時起事，建中和之極，必非後世帝王所可及也，公以一氣之人，行一德之事，則明察有本矣，七年之久，緯地經天，何弗隆備乎，

觀治者，以為成周訪落之始，

識微者，以為豐鎬化行之終，

煌煌乎顯烈也，誰則為之，／

其兄聖人而身為天子，其父聖人而尊為天子，使彼稽中定務，極廣大之情，必非後世儒者所可議也，公以材藝之姿，當宰衡之任，則典文該洽矣，九有之規，樹表立坊，何弗協應乎，

為大宗者，萬年有世室之位，

歌下武者，哲王有世德之嗣，

秩秩乎大猷也，誰則為之，／

蓋為一身盡子弟之分，則不必守無成之義以損其風施，袞衣繡裳，而奏潤色於皇緯，文公之所以稱為文也，天而篤生元輔矣，穆考實右享爾，寧王實友于爾，斯豈鮮度之所得而危，／

為天子服祖父之勞，則不必畏風雨之言，而艱於著作，曉音瘖口，以敷繹思於方國，成王之所以為成也，天而右序有周矣，俾照臨者共仰耿光，使震疊者羣瞻大烈，又豈二公之所得而助，／

是故周禮不可刪，美周公之功也，／

魯後止於弱，報王業之本也，／

何莫非文武之幸哉

【注釈】

誌成德之相，所以終無憂之事也，

夫德施上下，文武之憂已矣，成德必言文武，武亦文也，^②周公之志也，

稽古相業，未有顯融赫奕若周公之盛也，秬鬯^③錫之曲阜^④，生有榮施^⑤，郊禘^⑥擬諸帝京，歿猶美報^⑦，以為功在孺子王也，乃自今思之，夫亦為若祖若父答乃丕績也，^⑧

①無憂：題目『中庸』第十八章・第一節に「子曰、無憂者、其惟文王乎。以王季爲父、以武王爲子、父

作之、子述之（子 曰く、憂無き者は、其れ惟だ文王か。王季を以て父と爲し、武王を以て子と爲し、父之を作り、子 之を述ぶ）。『四書題鏡』（中庸・「周公句」条・三十五葉）によれば、この「無憂」が第十八章全体の主題になるという。

②武亦文也：『四書講義困勉錄』卷十一・論語・泰伯・「三分天下有其二節」条に「顧涇陽曰、三分天下有其二以服事殷非特文王爲然。書曰、惟十有三年大會於孟津。中庸曰、武王未受命。由十三年以前觀之、武王亦文王也。孟津之會天與人歸不得已而順之應之耳。豈可沒其初心哉（顧涇陽（顧憲成）曰、「天下を三分して其の二を有ち、以て殷に服事す」とは、特に文王のみ然りと爲すに非ず。『書〔經〕』（泰誓上）に曰く、「惟れ十有三年〔春〕、大いに孟津に會す」と。『中庸』（第十八章・第三節）に曰く、「武王は末に命を受く」と。十三年以前より之を觀れば、武王も亦た文王なり。孟津の會は、天と人と歸し、已むを得ず、之に順い之に應ずるのみ。豈に其の初心を沒する可けんや・・・・）」。

③柶鬯：祭祀に用いる酒。『書經』洛誥に「來恣殷、乃命寧。予以柶鬯二卣曰（來りて殷を恣ましむ、乃ち命ぜられて寧んず。予 柶鬯二卣を以て曰く）・・・・」。孔傳に「周公攝政七年、致太平。以黑黍酒二器、明契致敬、告文武以美享。既告而致政、成王留之（周公 政を攝ること七年にして、太平を致す。黒黍の酒二器を以て、明契に敬を致し、文〔王〕・武〔王〕に告げ、美を以て享る。既にして告げて政を致し、成王 之を留む）」。

④曲阜：『禮記』明堂位に「成王以周公爲有勳勞於天下、是以封周公於曲阜（成王 周公を以て天下に勳勞有りと爲し、是を以て周公を曲阜に封ず）」。

⑤榮施：『左傳』昭公三十二年に「俾我一人無徵怨於百姓、而伯父有榮施、先王庸之（我一人（周敬王）をして怨を百姓に徵す無からしむ。而して伯父（晉定公） 榮施有れば、先王 之を庸（功）とせん）」。

⑥郊禘：『禮記』祭統「昔者周公旦、有勳勞於天下。周公既沒、成王・康王 追念周公之所以勳勞者、而欲尊魯。故賜之以重祭。外祭則郊社是也。内祭則大嘗禘是也（昔者周公旦 天下に勳勞有り。周公 既に沒し、成王・康王 周公の勳勞する所以の者を追念し、魯を尊くせんと欲す。故に之に賜うに重祭を以てす。外祭は則ち郊・社是れなり。内祭は則ち大嘗・〔大〕 禘是れなり）」。

⑦美報：報恩を十分に行なう。『禮記』郊特牲に「社所以神地之道也。地載萬物、天垂象、取財於地、取法於天。是以尊天而親地也。故教民美報焉（社は地の道を神にする所以なり。地は萬物を載せ、天は象を垂る、財を地に取り、法を天に取る。是を以て天を尊びて地に親しむなり。故に民に報を美するを教う）」。

⑧孺子王：『書經』立政に「嗚呼、孺子王矣（嗚呼、孺子（若君） 王たり）」。

⑨乃丕績：『書經』大禹謨に「予懋乃德、嘉乃丕績（予 乃の德を懋なりとし、乃の丕績（大きな功績）を嘉せん）」。

（成徳（文王・武王）の相を諱すは、「憂無き」の事を終える所以なり、

夫れ徳 上下に施され、文〔王〕・武〔王〕の憂 已む、成徳は必ず文〔王〕・武〔王〕を言う、武〔王〕は亦た文〔王〕なり、〔これは〕周公の志なり、

古の相業（宰相の功業）を稽えるに、未だ顯融（明らか）赫奕（輝く）なること周公の盛なるが若きもの有らざるなり、柶鬯（祭祀用の酒）もて之を曲阜に錫い、生れながらにし

て榮施（功績と榮譽）有り，[そこで，天子が行なう] 郊・禘 [の祭祀] もて諸を帝京に擬し，歿しても猶お美報あるは，功を為すこと孺子王（成王）に在るを以てなり。乃ち今より之を思えば，夫れ亦た若のごとき祖若び父の為に答えるは乃の丕績なり）

【成徳（文王・武王）の大臣（周公）のことを記しているのは、「憂い無し」の事をしめくくるからである。

そもそも「周公によって」徳が上下に施され，文王・武王の憂いはなくなった。成徳の人とは文王・武王であり，武王「の行なったことは」また文王の「行なった」ことでもある。これは周公の「徳を成す」という志である。いにしえの大臣のことを考えてみると，いまだに顕著で輝いていること周公ほどすばらしい人物はいない。秬鬯（祭祀用の酒）を用いて曲阜の地に封ぜられ，生前から功績と榮譽があった。天子のみが行なえる郊・禘の祭祀を行なうことを許して曲阜を帝都になぞらえた。周公が亡くなっても報恩を十分に行なったのは，孺子王（成王）に対しても功績があったためである。今からこのことを思えば，このような祖父や父王のために答えを成し遂げたのは，大きな功績である】

何言之，武王受命之時，

猶未濟之時也，

守十五王之澤，而執其小心，其事已動頑民之寤寐，惟是大難削平，馨香欲被於人天，而君相庸愚，不克興言制作，以黼黻一朝之隆盛，斯亦聖明之累也，

①武王受命：題目『中庸』第十八章・第三節に「武王末受命（武王は末に命を受く）」。

②未濟：『周易』未濟卦。

③十五王：后稷から文王にいたる十五代の王。『國語』周語下「自后稷以來，寧亂，及文〔王〕・武〔王〕・成〔王〕・康〔王〕而僅克安民。自后稷之始基靖民，十五王而文〔王〕始平之，十八王而康〔王〕克安之，其難也如是（后稷より以來，亂を寧んじ，文〔王〕・武〔王〕・成〔王〕・康〔王〕に及びて僅かに克く民を安んず。后稷の始めて基して民を靖んぜしより，十五王にして文〔王〕始めて之を平らげ，十八王にして康〔王〕克く之を安んず，其の難きや是の如し）」。

④小心：『詩經』大雅・大明に「維此文王，小心翼翼（維れ此の文王，小心翼翼たり）」。

⑤頑民：『書經』畢命に「惟周公左右先王，綏定厥家，茲殷頑民，遷于洛邑，密邇王室，式化厥訓（惟れ周公 先王を左右し，厥の家を綏んじ定め，殷の頑民を恣み，洛邑に遷し，王室に密邇し，式て厥の訓に化せしむ）」。

⑥寤寐：『詩經』周南・關雎に「窈窕淑女，寤寐求之。求之不得，寤寐思服（窈窕たる淑女，寤寐して之を求む。之を求むるも得ず，寤寐して思服す）」。また、『詩經』陳風・澤陂に「寤寐無爲（寤寐 爲すこと無し）」。

⑦大難：『周易』明夷卦・彖傳に「彖曰，明入地中，明夷。内文明而外柔順，以蒙大難，文王以之（彖に曰く，明 地中に入るは，明夷なり。内は文明にして，外は柔順，以て大難を蒙る，文王 之を以てす）・・・」。

⑧馨香：『國語』周語上に「國之將興，其君齊明・衷正・精潔・惠和。其德足以昭其馨香，其惠足以同其民人（國の將に興らんとするや、其の君 齊明・衷正・精潔・惠和なり。其の德 以て其の馨香を昭らかにするに足り、其の惠 以て其の民人を同むるに足る）」。

⑨興言：『詩經』小雅・小明に「念彼共人，興言出宿（彼の共人を念い、興きて言に出でて宿す）。『詩集傳』に「興，起也（興は、起なり）」。

⑩制作：班固の「典引」（『文選』卷四十八所収）に「兢兢業業，貶成抑定，不敢論制作（兢兢業業として、成るを貶え定を抑え、敢て制作を論ぜず；謙虚で恐れ、自分の天下を平定した功績を軽んじ、禮樂を制定しようとはしなかった）」とあり、李善注に「『禮記』曰、王者，功成作樂，治定制禮（『禮記』（樂記）に曰く、王者は、功（王業）成りて樂を作り、治定まりて（政治が行き渡る）禮を制す）」。

（何をか之を言わん。武王 受命の時、猶お未だ濟らずの時なり、

十五王の澤を守り、而して其の小心を執る。其の事 已に頑民の寤寐を動かす。惟だ是れ大難 削平（消滅）し、馨香 人天に被らせんと欲す、而して君相 庸愚にして、克興きて言に制作せず、以て一朝の隆盛を黼黻（飾り立てる）せんとす、斯れ亦た聖明の累なり）

【どうしてこのことを言うのか。[それは]、武王が天命を受けた時は、やはり未完成の時であった。[后稷からの] 十五代の周王の恩沢を守り、細心で慎んだ。そのことは、[殷の] 頑なな民の眠りを覚ました。ただひたすらひどい困難を乗り越え、薫り高い香気の人々や天にまで及ぶようにと考えた。ところが[殷の] 君主や大臣は無知愚昧で、[禮樂を] うまく興して制作することができなかったのに、殷の隆盛を飾り立てようとした。これは[武王の] 輝かしさの中にあつた憂いであつた】

合八百國之心，而綏乃萬邦，其事姑聽後人之深論，惟是年豐敵克，歌謳欲洽於幽明，而王事缺微，不復引伸新美，以大服望外之深求，斯亦天家之陋也，

①八百國：『史記』劉敬傳に「婁敬曰、……武王伐紂，不期而會孟津之上八百諸侯，皆曰紂可伐矣。遂滅殷（婁敬（劉敬のもと）の姓が婁）曰く、……武王 紂を伐つに、期せずして孟津の上に八百諸侯を會し、皆な「紂 伐つ可し」と曰う。遂に殷を滅ぼす）……、と」。『漢書』も同文。ただし、「劉敬傳を「婁敬」傳に作る。

②綏乃萬邦：『詩經』周頌・桓に「綏萬邦，婁豐年（萬邦を綏んじて、婁しは豐年なり）」。

③年豐・敵克：『左傳』僖公十九年に「甯莊子曰、昔周饑，克殷而年豐（甯莊子曰く、昔周 饑え、殷に克ちて年豐なり；甯莊子が言う、その昔、周は凶作だったが、殷に勝利すると豊作になった）……」。また、『詩經』周頌・桓の「綏萬邦，婁豐年」に『詩集傳』は「大軍之後，必有凶年。而武王克商，則除害以安天下。故屢獲豐年之祥。所謂「周饑，克殷而年豐」是也（大軍の後、必ず凶年有り。而るに武王商（殷）に克つは、則ち害を除き以て天下を安んずるなり。故に屢しば豐年の祥を獲。所謂ゆる「周饑え、殷に克ちて年豐なり」是れなり）」と注する。

④歌謳：『資治通鑑』卷六・秦紀一・昭襄王五十二年「商之服民，所以養生之者無異周人。故近者謂謳而樂之，遠者竭蹶而趨之（商（殷）の服民、之を養生する所以の者は周人と異なる無し。故に近き者は謂

謳し之を楽しみ、遠き者は竭蹶して之に趨く)』。

⑤王事缺微：『左傳』昭公七年に「王事無乃闕乎（王事 乃ち闕くる無からん：国事に欠陥が生じる）」。

⑥引伸：『周易』繫辭上に「引而伸之，觸類而長之，天下之能事畢矣（引いて之を伸べ，類に觸れて之を長ずれば，天下の能事 畢れり）」。

⑦新美：『詩經』小雅・采芑の「薄言采芑，于彼新田，于此菑畝（薄か言に芑を采る，彼の新田に于いてし，此の菑畝に于いてす）」の毛傳・鄭箋に「興也……[召公・周公の補佐をうけた周の] 宣王能新美天下之士，然後用之。箋云，興者，新美之（[召公・周公の補佐をうけた周の] 宣王 能く天下の士を新美にして，然る後に之を用う。箋に云う，興とは，之を新美にすればなり）」。

⑧天家：『獨斷』に「天家，百官小吏之所稱。天子無外，以天下爲家，故稱天家（天家とは，百官・小吏の稱する所なり。天子 外無く，天下を以て家と爲す，故に「天家」と稱す）」。

（八百國の心を合せて，而して乃が萬邦を綏んず，其の事 姑く後人の深く論ずるを聴くに，惟だ是の年豊にして敵に克ち，歌謳 幽明に洽（行き渡る）からんと欲す。而して王事 缺微し，復た新美を引伸せず，以て大いに望外の深求に服す，斯れ亦た天家の陋なり）

【[こうして] 武王は八百諸侯の国の気持ちをひとつにして，萬邦を安んじ和らげた。いま，後の人の深く議論することを聞いてみると，豊作で敵に勝ち，歌声が幽明なところまで行き渡るようにと願ったとっている。ところが[殷では] 国事に欠陥が生じ，また刷新することを引き出せず，大いに思いもよらない責任を追及されることになってしまった。これもまた[殷の] 君主の欠点である】

惟我周公，則為文王代厥憂，為武王之德告厥成焉，

其父為聖人，其兄亦為聖人，使彼觀時起事，建中和之極，必非後世帝王所可及也，公以一氣之人，行一德之事，則明察有本矣，七年之久，緯地經天，何弗隆備乎，

觀治者，以為成周訪落之始，

識微者，以為豐鎬化行之終，

煌煌乎顯烈也，誰則為之，

①建中和之極：『中庸』第一章・第四節・第五節に「喜怒哀樂之未發，謂之中。發而皆中節，謂之和。中也者，天下之大本也。和也者，天下之達道也。致中・和，天地位焉，萬物育焉（喜怒哀樂の未だ發せざる，之を中と謂う。發して皆中節に中る，之を和と謂う。中なる者は，天下の大本なり。和なる者は，天下の達道なり。中・和を致して，天地 位し，萬物 育す）」。また、『漢書』兒寬傳に「[兒] 寬對曰，……唯天子建中和之極，兼總條貫，金聲而玉振之，以順成天慶，垂萬世之基（[兒] 寬 對えて曰く……唯だ天子のみ中和の極を建て，條貫（条理）を兼ね總べ，「金 聲べて，玉 之を振め（鍾で始まりをはつきりさせ，玉磬でしめくくる）」（『孟子』萬章下，以て天慶を順成し，萬世の基を垂る，と）」。

②行一德：『書經』泰誓中に「嗚呼，乃一德一心，立定厥功，惟克永世（嗚呼，乃 德を一にし心を一にし，厥の功を立定すれば，惟れ克く世を永にせん）」。

③明察：『孝經』感應章に「子曰，……天地明察，神明彰矣（子曰く，……天地 明察なれば，神

明 彰^{あら}わる)・・・・」。

④有本：『禮記』禮器に「先王之立禮也，有本有文。忠信，禮之本也。義理，禮之文也。無本不立，無文不行（先王之禮を立つるや，本有り文有り。忠信は，禮の本なり。義理は，禮の文なり。本無ければ立たず，文無ければ行なわれず）」。

⑤七年之久：『書經』洛誥に「惟周公誕保文武受命。惟七年（惟れ周公 誕^{おお}いに文 [王]・武 [王] の受命を保つ。惟れ七年）」とあり、『書集傳』は、「吳氏曰，周公自留洛之後，凡七年而薨也（吳氏 曰く，周公 洛に留まるの後より，凡そ七年にして薨ずるなり）」と注する。

⑥緯地經天：『國語』周語下に「天六地五，數之常也。經之以天，緯之以地（天六（天の六氣）地五（地の五行）は，數の常なり。之を經するに天 [の六氣] を以てし，之を緯するに地 [の五行] を以てす）。また、『左傳』昭公二十五年に「禮，上下之紀，天地之經緯也。民之所以生也（禮は，上下の紀（しめくくり），天地の經緯（根本の道理）なり。民の生ずる所以（生きる拠り所）なり）」。

⑦觀治：『周禮』天官・大宰に「正月之吉，始和，布治于邦國都鄙。乃縣治象之灋于象魏，使萬民觀治象，挾日而斂之（正月の吉（初一日），始めて和らいで，治を邦國の都鄙に布く。乃ち治象の灋（法）を象魏（闕門）に縣^かけ，萬民をして治象を觀せしめ，挾日（十日間）にして之を斂^{おさ}む）」。

⑧訪落：『詩經』周頌・訪落序に「訪落，嗣王謀於廟也（訪落は，嗣王の廟に謀るなり）。鄭箋に「成王始即政，自以承聖父之業，懼不能遵其道德。故於廟中與群臣謀我始即政之事（成王 始めて政に即き，自から聖父の業を承けるを以て，其の道德に遵う能わざるを懼る。故に廟中に於いて群臣と我が始めて政に即の事を謀る）」とあり、『詩集傳』に「成王既朝于廟，因作此詩，以道延訪羣臣之意（[この詩は] 成王既に廟に朝し，此の詩を作るに因りて，道を以て羣臣を延^{まね}き訪^と（問）うの意なり）」。

⑨識微：『周易』繫辭下に「君子知微知彰，知柔知剛。萬夫之望（君子は微を知り彰を知り，柔を知り剛を知る。萬夫の望^{のぞ}みなり）」。

⑩豐・鎬：『漢書』郊祀志下に、「昔者，周文・武郊於豐・鄗，成王郊於雒邑（昔者，周の文 [王]・武 [王] 豐・鄗に郊 [の祭を] し，成王 雒邑に郊 [の祭を] す）」。

（惟だ我が周公，則ち文王の為に厥の憂を代り，武王の徳の為に厥の成るを告ぐ，
其の父 聖人なり，其の兄も亦た聖人なり，彼をして時を觀て事を起こし（時を觀て事を起こす），中和の極を建てさせれば，必ず後世の帝王の及ぶ可き所に非ざるなり，公 一氣の人を以て，徳を一にするの事を行なえば，則ち明察に本有り，七年の久しき，地を緯し天を經す（天地を經營する），何ぞ隆備ならざらんや，
治を觀る者は，以て成周は訪落の始めと為す，
微を識る者は，以て豐・鎬は化行^{しめくくり}の終と為す，
煌煌たるかな顯かな烈，誰か則ち之を為さん）

【我が周公は，文王のためにその憂いを代わって受け，武王の徳のためにその成功（「徳を成す」）を報告した。

その父は聖人であり，その兄もまた聖人である。周公に時を觀察して事を起こさせ，中・和の

極を建てさせたならば、きっと後世の帝王の及ぶべきところではなくなる。周公は〔文王・武王と〕気が同じである人なので、徳をひとつにする事を行なうにあたって、はっきりと〔忠信という〕本があった。七年にわたって摂政の地位にあり、天地を経営した。どうして盛大で完美していないといえるのであろうか。

〔周公の〕治世を観察しようとする者は、周公の営んだ成周（洛邑）が政治を問いただした最初の土地だとする。

〔周公の〕兆しを知りたいとする者は、文王の営んだ豊と武王の営んだ鎬が教化の行なわれたしめくくりの土地だとする。

煌煌として明らかな烈^{いさお}は、誰がなしえたというのであろうか〔それは周公である〕】

其兄聖人而身為天子，其父聖人而尊為天子，使彼稽中定務，極廣大之情，必非後世儒者所可議也，公以材藝之姿，當宰衡（宰相）之任，則典文該洽矣，九有之規，樹表立坊，何弗協應乎，

為大宗者，萬年有世室之位，

歌下武者，哲王有世徳之嗣，

秩秩乎大猷也，誰則為之，

①尊為天子：『中庸』第十七章・第一節と第十八章・第二節に「尊為天子（尊きこと天子と爲り）」。

②稽中：『書經』酒誥に「爾克永觀省，作稽中徳（爾 克く永く觀省して，中徳を稽うることを作せ）」。

③廣大：『中庸』第二十七章・第六節に「故君子尊徳性而道問學，致廣大而盡精微，極高明而道中庸，溫故而知新，敦厚以崇禮（故に君子は徳性を尊んで問學に道り，廣大を致して精微を盡くし，高明を極めて中庸に道り，故きを温めて新しきを知り，厚きを敦くして以て禮を崇ぶ）」。

④材藝：『書經』金縢に「予仁若考。能多材多藝。能事鬼神（予（周公） 仁にして考に若う。能く多材多藝。能く鬼神に事う）」。

⑤典文：『後漢書』儒林傳論賛に「故先師垂典文，褒勵學者之功，篤矣切矣（故に先師は典文（經典）を垂れ，學者の功を褒え勵ますこと，篤くして切なり）」。

⑥九有：『書經』咸有一徳に「嗚呼，天難諶，命靡常。常厥徳，保厥位。厥徳匪常，九有以亡（嗚呼，天は諶とし難く，命は常靡し。厥の徳を常とすれば，厥の位を保つ。厥の徳 常ならざれば，九有 以て亡ぶ）」とあり、『書集傳』は、「九有，九州也（九有は，九州なり）」と注する。

⑦世室：代々移らない廟。『公羊傳』文公十三年に「世室者何。魯公之廟也。周公稱大廟，魯公稱世室，群公稱宮。此魯公之廟也。曷爲謂之世室。世室，猶世室也。世世不毀也（「世室」とは何ぞ。魯公の廟なり。周公は「大廟」と稱し，魯公は「世室」と稱し，群公は「宮」と稱す。此れ魯公の廟なり。曷爲れぞ之を「世室」と謂う。「世室」は，猶お世々（ずっと）室あるがごときなり。世世 毀たざるなり）」。

⑧下武・哲王・世徳：『詩經』大雅・下武に「下武維周，世有哲王。三后在天，王配于京。王配於京，世徳作求（下武 維れ周，世々哲王有り。三后 天に在り，王 京に配す。王 京に配し，世徳 求を作す）」とあり、『詩集傳』は、「言文王・武王實造周也。哲王，通言大王・王季也（文王・武王の實に周を

造るを言うなり。哲王は、通じて大王・王季を言うなり)・・・○此章、美武王能繼大王・王季・文王之緒、而有天下也(此の章は、武王の能く大王・王季・文王の緒を繼ぎて、天下を有つを美むるなり)。

⑨秩秩大猷：『詩經』小雅・巧言に「奕奕寢廟，君子作之。秩秩大猷，聖人莫之(奕奕たる寢廟，君子之を作る。秩秩たる大猷，聖人 之を莫る)」。

(其の兄 聖人にして身は天子と為り，其の父 聖人にして尊きこと天子と為り，彼(周公)をして中を稽え務めを定め，廣大の情を極むれば，必ず後世の儒者の議す可き所に非ざるなり，公(周公) 材藝の姿を以て，宰衡(宰相)の任に當れば，則ち典文 該洽(該博)なり，九有の規，樹表立坊す，何ぞ協應ならざらんや，

大宗と為るは，萬年 世室の位有り，

下武を歌うは，哲王 世徳の嗣有り，

秩秩たるかな大猷，誰か則ち之を為さん)

【その兄は聖人で，天子の身分となった。その父は聖人で尊くして天子となった。彼(周公)に「中」という徳目を考えて政務を定め，広大な情を極め尽くしたので，間違いなく後世の儒者の[ごときが]議論するものではない。才智藝能の資質を身に着けて，宰相の任に当たったので，[編纂した] 經典は該博で，九州(天下)の規則を建てて示した。どうして時運に依じて現われたとできないのだろうか。

「大宗」となり，万年にわたって廟に祀られる。

「下武」の詩で歌われるのは，大王・王季などの代々の先祖が行ってきた徳である。

なんとこの大道に秩序があることだろうか。誰がこの大道を行なうのであろうか】

蓋為一身盡子弟之分，則不必守無成^①之義以損其風施，袞衣繡裳^②，而奏潤色^③於皇緯，文公之所以稱為文也，天而篤生元輔^④(宰相)矣，

穆考實右享爾^⑥，

寧王實友于爾^⑧，

斯豈鮮^⑩・度之所得而危，

①無成：『周易』坤卦・六三爻辭に「六三，含章可貞。或從王事。无成有終(六三，章を含む，貞にす可し。或いは王事に従う。成すことなくして終ること有り)」とあり，王弼は，「有事則從，不敢爲首，故曰「或從王事」也。不爲事主，順命而終，故曰「无成有終」也(事有れば則ち従い，敢て首を爲らず，故に「或いは王事に従う」と曰うなり。事の主と爲らず，命に順いて終る，故に「成すことなくして終ること有り」と曰うなり)」と注する。

②袞衣繡裳：『詩經』國風・豳風・九罭に「我覯之子，袞衣繡裳(我 之の子(周公)を覯るに，袞衣繡裳す)」。小序に「九罭，美周公也。周大夫刺朝廷之不知也(九罭は，周公を美むるなり。周の大夫 朝廷の知らざるを刺るなり)」とあり。毛傳に「所以見周公也。袞衣卷龍也(周公を見る所以なり。袞衣は卷龍なり)」。鄭箋に「王 周公を迎えるに當に上公の服を以て往きて之を見るべし」。

③潤色：『漢書』終軍傳に「夫天命初定，萬事 草創，及臻六合同風，九州共貫，必待明聖潤色，祖業傳

於無窮（夫れ〔漢の〕天命 初めて定まり、萬事草創にして、六合同風し、九州共貫するに臻るに及び、必ず明聖（聖明な天子）の潤色を待ち、祖業 無窮に傳わる）」とあり、顔師固は「師古曰、潤色謂光飾之（師古 曰く、潤色は之を光飾するを謂う）」と注する。

④文公：『國語』周語上・「是故周文公之頌曰」の注に「文公、周公旦之諡也（文公は、周公旦の諡なり）」。

⑤篤生：『詩經』大雅・「大明」に「篤生武王。保右命爾，燮伐大商（篤く〔福祿を得て〕武王を生む。〔天は〕保右（助け保つ）して爾（武王）に命じて、大商を燮伐せしむ）」。

⑥穆考：『書經』酒誥に「乃穆考文王，肇國在西土（乃の穆たる考の文王，國を肇めて西土に在り）」。

⑦右享：『詩經』周頌・「我將」に「我將我享，維羊維牛，維天其右之（我 將し（捧げてすすめる）我 享し，維れ羊 維れ牛，維れ天 其れ之を右けよ）」。

⑧寧王：『書經』大誥に「寧王遺我大寶龜（寧王 我に大寶龜を遺る）」とあり、『書集傳』に「寧王，武王也（殷に克って天下を安んじたので 寧王は、武王なり）」と注する。

⑨友于：『論語』爲政・『書經』君陳に「惟孝友于兄弟，施於有政（惟れ孝なれば兄弟に友に，有政に施す）」。

⑩鮮・度：『史記』周本紀によれば、殷を滅ぼすと武王は弟の管叔鮮と蔡叔度に殷を管理させた。武王の子の成王が即位し周公が摂政となると、管叔鮮・蔡叔度たちは反乱を起こしたが、周公によって鎮圧された。

（蓋し一身の爲に子弟の分を盡くせば、則ち必ずしも「成すこと無し」の義を守り以て其の風施（風（教化）を施す）を損なわず、袞衣繡裳して、皇しい緯を潤色するを奏す。〔これが〕文公の稱して文と爲し、天にして篤く元輔（宰相）を生むる所以なり、

穆なる考 實に右け享けよ、

爾が寧王 實に爾に友なり。

斯れ豈れ鮮・度の得て危くする所ならんや）

【おそらく〔周公は〕その身をもって子弟の分を尽くし、必ずしも「成すこと無し（功績を主張することなく、従順に仕事を行なう）」の道を守り、その教化を施すことを損なうことはない。袞衣繡裳（下り龍のみを刺繡した衣装）で、皇しい緯を飾り立てること（反乱の平定）を奏上する。これが文公（周公）が「文」と称され、天が厚く〔福祿を賜えて〕元輔（宰相の周公）を生じた理由である。

輝かしい父君は、実際に〔供物を〕受けて佑けてくれた。

寧王（武王）は、実際に〔周公と〕仲睦まじくした。

こうした状況で、管叔鮮と蔡叔度が反乱を起こしたところで〔周公を〕危うくできるであろうか】

為天子服祖父之勞，則不必畏風雨之言，而艱於著作，曉音瘖口^①，以敷繹思於方國^②，成王之所以為成也，天而右序有周矣^③，俾照臨者共仰耿光^④，使震疊者羣瞻大烈^⑤，又豈二公之所得而助^⑥

①風雨・曉音・瘖口：『詩經』國風・邶風・「鴟鵂」に「予所蓄租，予口卒瘁……風雨所漂搖，予維音曉曉（予が蓄む所は租なり，予が口卒く瘖む……風雨の漂搖する所なり，予が維の音曉曉たり）」、『詩集傳』卷八・邶風・「鴟鵂」は「武王克商，使弟管叔鮮蔡叔度監于紂子武庚之國。武王崩，成王立，周公相之。而二叔以武庚叛，且流言于國曰，周公將不利于孺子。故周公東征，二年乃得管叔武庚而誅之。而成王猶未知周公之意也，公乃作此詩以貽王（武王 商（殷）に克ち，弟の管叔鮮・蔡叔度をして紂の子の武庚の國を監せしむ。武王 崩じ，成王 立ち，周公 之を相く。而して二叔（管叔鮮・蔡叔度）武庚を以て叛き，且つ國に流言して曰く，周公 將に孺子（成王）に利ならざらんとす，と。故に周公 東征し，二年にして乃ち管叔・武庚を得て之を誅す。而るに成王 猶お未だ周公の意を知らざるなり。[周] 公乃ち此の詩（「鴟鵂」）を作り以て王（成王）に貽る）」と注する。

②敷繹思：『詩經』周頌・「賁」に「敷時繹思，我徂維求定。時周之命，於繹思（敷く時れ繹ね思う，我徂きて維れ定まらんことを求む。時れ周の命，於繹ねよ）」、『詩集傳』は、「敷，布也。……繹，尋繹也。……繹思，尋繹而思念也（敷は，布なり。……繹は，尋繹なり……繹思は，尋繹して思念するなり）」と注する。

③方國：『詩經』大雅・「大明」に「厥の徳 回ならず（『詩集傳』に「回，邪也」），以て方國を受く」とあり、『詩集傳』は、「方國，四方來附之國（方國は，四方の來り附するの國なり）」と注する。

④右序有周：『詩經』周頌・時邁に「實右序有周（實に右んで有周を〔殷の後に〕序ず）」とあり、『詩集傳』は、「右，尊。序，次（右は，尊ぶなり。序は，次とするなり）」と注する。

⑤照臨：『詩經』小雅・「小明」に「明明上天，照臨下土（明明たる上天，下土を照臨す）」とあり、鄭箋に「照臨下土，喻王者當察理天下之事也（照臨下土とは，王者の當に天下の事を察理すべきに喩うるなり）」。

⑥耿光：『書經』立政に「以觀文王之耿光，以揚武王之太烈（以て文王の耿光を觀，以て武王の大烈を揚げよ）」とあり、『書集傳』は、「觀，見也。耿光，徳也。太烈，業也（觀は，見るなり。耿光は，徳なり。太烈は，業なり）」と注する。

⑦震疊：『詩經』周頌・時邁に「薄言震之，莫不震疊（薄か言に之を震す，震疊せざること莫し）」とあり、『詩集傳』は、「震，動。疊，懼（震は，動なり。疊は，懼なり）」と注する。

⑧大烈：⑥参照。

⑨二公：『書經』金縢に「既克商二年。王有疾弗豫。二公曰，我其爲王穆卜（既に商に克ちて二年。王（武王）疾有りて豫まず。二公 曰く，我 其れ王の爲に穆卜せん，と）」とあり、『書集傳』は、「二公，太公・召公也（二公は，太公（太公望呂尚）・召公（召公奭）なり）」と注する。

（天子の爲に祖父の勞に服せば，則ち必ずしも風雨の言を畏れて，著作に艱まず，曉音瘖口，以て敷く方國に繹思す，成王の成と爲す所以なり。天にして右んで有周を〔殷の後に〕序ずるなり。照らし臨む者をして共に耿光を仰がしめ，震疊する者をして羣りて大烈を瞻せしむ。又た豈に二公の得て助くる所ならんや）

【天子のために祖父以来の労苦に服したので，必ずしも「〔自分に対する〕風雨による〔讒〕言」

を畏れたり、[周の諸制度を記した] 書物を著わすのに苦しまず、急ぎの声や病んだ口でありながら（讒言を被る身でありながら）、来附してきた国々のことも考えた。これが成王を「成」とさせた理由であり、天が[殷の後を] 周に継がせたのである。照らし臨まれる者に一緒に耿光（徳）を仰がせるようにさせ、震え懼れる者に集まって大烈（業績）をみせるようにさせる。これはまた太公（太公望呂尚）・召公（召公奭）が、[周公を] 助けたからであろうか】

是故周禮不可刪，美周公之功也，

魯後止於弱^①，報王業之本也，

何莫非文武之幸哉

①魯後止於弱：『漢書』地理志に「周公始封，太公問，何以治魯。周公曰，尊尊而親親。太公曰，後世寢弱矣。故魯自文公以後，祿去公室，政在大夫，季氏逐昭公，陵夷微弱。三十四世而爲楚所滅（周公始めて封ぜられ，太公（太公望呂尚）問う，何を以て魯を治めん，と。周公曰く，尊を尊び，親を親しむ，と。太公（太公望呂尚）曰く，[そうしたならば] 後世 寢く弱し，と。故に魯は文公より以後，祿公室を去り，政 大夫に在り，季氏 昭公を逐い，陵夷して微弱たり。[そして]，三十四世にして楚の滅ぼす所と爲る）」。

（是の故に周禮は刪る可からず，周公の功を美ればなり，

魯は後に弱きに止まる，王業の本を報ずればなり，

何ぞ文 [王]・武 [王] の幸に非ざることなけんや）

【こうしたことから、[周公の編纂した] 周禮は刪るべきでない。周公の功績を称えるためである。[周公の封ぜられた] 魯は弱くなっていった、それは周の王業の本 [の「尊を尊び、親を親しむ」] を奉じ続けたためである。

どうして文 [王]・武 [王] にとっての幸いではないとできるだろうか】

このように、「周公成文武之徳」題文はきわめて多くの出典を踏まえて書かれている。その上、この「周公成文武之徳」題文は、他の人たちの「周公成文武之徳」題文と異なり、かなり周公を賛美することに重点が置かれる。熊伯龍はなぜこのような八股文を書いたのであろうか。

それは、この時期、清政権を実質的に動かしていたのが順治帝の伯父の摂政王ドルゴンであったからではないだろうか。だから、順治帝と摂政王ドルゴンとの関係を武王の子の成王と周公になぞらえ、ひたすら周公を称えることは、摂政王ドルゴンを褒め称えることになる。つまり、『中庸』を敷衍するだけの内容ではあるが、新政権の実力者を賛美する八股文であった。熊伯龍は、こうした書き方が清政権に認められると考え、実力者たちに提出しようとしたのではないだろうか。

続けて熊伯龍が順天郷試を受けた時に書いた八股文を検討したい。

(2) 「忠信重祿 二句」題文

順治「實録」によれば、順治五年戊子科の順天郷試考試官は、李呈祥（山東霑化の人。崇禎十七年癸未科（一六四三）二甲三十七名の進士）と黃志遴（福建晉江の人。順治三年丙戌科（一六四六）二甲九名の進士）とであった。

[順治五年八月] 丙申（四日）、命内翰林祕書院編修の李呈祥と國史院編修の黃志遴に命じて、順天郷試考試官と為す（乾隆四年重修『大清世祖體天隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝實録』卷之四十・「順治五年八月丙申（四日）」条）。

この時の題目は、「修己以敬 百姓」（『論語』憲問第四十五章）題・「忠信重祿 二句」（『中庸』第二十章・第十三節）題・「又尚論古 三句」（『孟子』萬章下・第八章）題の三題である。拙稿では、このうちの「忠信重祿 二句」題を検討する。

題目は、『中庸』第二十章・第十三節の下線部の箇所である。

齊明盛服，非禮不動，所以修身也。去讒遠色，賤貨而貴德，所以勸賢也。尊其位，重其祿，同其好惡，所以勸親親也。官盛任使，所以勸大臣也。忠信重祿，所以勸士也。時使薄斂，所以勸百姓也。日省月試，既稟稱事，所以勸百工也。送往迎來，嘉善而矜不能，所以柔遠人也。繼絕世，舉廢國，治亂持危，朝聘以時，厚往而薄來，所以懷諸侯也（齊明盛服，非禮 動かざるは，身を修むる所以なり。讒を去り色を遠ざけ，貨を賤しみて徳を貴ぶは，賢を勸むる所以なり。其の位を尊くし，其の祿を重くし，其の好惡を同じくするは，親を親しむことを勸むる所以なり。官盛んにして任使するは，大臣を勸むる所以なり。「忠信もて祿を重くす」は，士を勸むる所以なり。時に使い斂を薄くするは，百姓を勸むる所以なり。日に省み月に試み，既稟 事に稱うは，百工を勸むる所以なり。往くを贈り來るを迎え，善を嘉して不能を矜れむは，遠人を柔らぐる所以なり。絶世を繼ぎ，廢國を擧げ，亂れたるを治め危うきを持し，朝聘 時を以てし，往くを厚うして來るを薄くするは，諸侯を懷くる所以なり）。

[朱注] 此言九經之事也。「官盛任使」，謂官屬衆盛，足任使令也。蓋大臣不當親細事。故所以優之者如此。「忠信重祿」，謂待之誠而養之厚。蓋以身體之，而知其所賴乎上者如此也。「既」讀曰餼。餼稟，稍食也。稱事，如周禮稟人職曰，「考其弓弩，以上下其食」是也。往則爲之授節以送之，來則豐其委積以迎之。朝，謂諸侯見於天子。聘，謂諸侯使大夫來獻。王制，比年一小聘，三年一大聘，五年一朝。厚往薄來，謂燕賜厚，而納貢薄（此れ九經の事を言うなり。「官盛んにして任使す」とは，官屬 衆盛にして，使令に任ずるに足るを謂うなり。蓋し大臣 當に細事を親からするべからず。故に之を優する所以の者は此の如し。「忠信もて祿を重くす」は，之を待するに誠にして，之を養うに厚きを謂うなり。蓋し身を以て之を體し，而して其の上に頼る所の者を知ること此の如きなり。「既」は讀んで「餼」と曰う。餼稟は，稍食（官員の祿米）なり。「事に稱う」は、『周禮』

藁人職こうじんしよくに、「其の弓弩いを考え、以て其の食を上下す」と曰うが如き是れなり。往けば則ち之が爲ために節を授け以て之を送り、來れば則ち其の委積を豊かにし以て之を迎う。「朝」とは、諸侯 天子まみに見えるを謂う。「聘」とは、諸侯 大夫をして來り獻ぜしむるを謂う。〔『禮記』〕「王制」に「比年に一たび小聘し、三年に一たび大聘し、五年に一たび朝す」とす。「往くを厚うして來るを薄くする」は、燕賜 厚くして、納貢 薄きを謂う)

劉嗣固の『纂補四書大全』は、この題目の『中庸』第二十章・第十三節をつぎのように問答体で解説する。

問う、「群臣を體して」^①(十二節)「忠信もて祿を重くす」と曰うは、何ぞや、と。曰く、群臣 上と疎遠なれば、情意(心情) 毎に其の接せず、誠心を以て之を待せずを苦しみ、〔「人々は不安で」手足の措く所無し〕(『論語』子路)。故に身を以て之を體し、其の「忠信」を須もとむるを知る。群臣 甫めて草莽を離れて俯仰すれば、毎に其の給せず、重祿を以て之を養わざるを苦しむ。^②室人 交々こも謫せむるを免れず、故に身を以て之を體して其の「重祿」を需もとむるを知る、と。○問う、「忠信」 固より已に「祿を重くす」あれば、利を以て臣下を誘う母きを得んか、と。曰く、祿は養廉(公正清廉)を以てすれば、原より人情を體す。而しからば之を爲して之を官せんと欲しても貪らず。而して又た其の祿を薄くするも、寧すなわち是の情有らんや、と(『纂補四書大全』中庸・卷之三・「齊明盛服・・・・」条・十五葉)。

①體群臣：『中庸』第二十章・第十二節に「凡爲天下國家有九經・・・・體羣臣也・・・・(凡そ天下國家を爲おさむるに九經有り。・・・[そのひとつに]羣臣を體する(わが身をその立場においてその思いを察すること)なり)」。

②俯仰：『孟子』梁惠王上に「是故明君制民之産、必使仰足以事父母、俯足以畜妻子(是の故に明君は民の産を制して、必ず仰ぎては以て父母に事うるに足り、俯しては以て妻子を畜うに足らしむ)」。

③室人：『詩經』邶風・北門に「我入自外、室人交遍謫我(我 外より入れば、室人 交々こも遍あまねく我を謫せむ)」とあり、『詩集傳』に「・・・饑貧又甚、室人至無以自安、而交遍謫我(饑貧(貧窮)又た甚し、室人以て自から安んずる無きに至り、交々あまねく我を謫せむ)」。

質問します、「群臣を體して(群臣の立場になってその気持ちを察する)」、「忠信もて祿を重くす(まごころを尽くして俸給を重くする)」というのはどういう意味ですか。その答えはこうである。つまり、群臣は上にいる人と疎遠であるので、心情としては、いつも接することがなく、誠心を尽くして仕えることができないのを憂慮して、「人々は不安で手足を伸ばして安楽に暮らすことができない」。そこで君主は身をもってその気持ちを察し、「忠信」が必要であることを理解する。群臣は、始めて民間人の立場を離れて〔出仕し、家族を〕養おうとするのであるから、俸給を重くしてもらっても養うことができないことを憂慮し、家族がそれぞれ薄給を責めてくるのを免れない。そこで、君主は身をもってその気持ちを察し、「俸給を重くする」が必要であることを理解するという。○質問します、「忠信」の気持ちを持つ前に、すでに「俸給を重

くする」ことがあれば、利益で臣下を誘導することになってしまいませんか、と。その答えはこうである。つまり、俸給というものは、公正清廉なものであり、もともと人情を察して考えられたものである。だから「禄を重く」して官員に任命しても貪るようなことはしない。だからその俸給を少なくしても、かえって「貪る」気持ちがあるだろうか、という。

『四書題鏡』は、つぎのようにいう。

其の交淺懷疑の心を體す、故に必ず「忠信」あり。其の位卑しく禄薄きの心を體す、故に必ず「重禄」あり。「忠信」は、是れ天性 相い接す。「重禄」は、是れ天禄 與に共にす^①（天のあたえる禄を共にする）。是れ私意を以て豪傑を籠絡せざるなり。須らく上の一層の道理より説き得て真に實なるべし。[そうすれば] 纔かに是れ三代の君臣の義なり（『四書題鏡』中庸・「忠信段」条・五十四葉）。

①天禄與共：『孟子』萬章下に「弗與共天位也、弗與治天職也、弗與食天禄也。士之尊賢者也、非王公之尊賢也（〔晉の平公は賢人の支唐に対して〕與に天位を共にせざるなり、與に天職を治めざるなり、與に天禄を食まざるなり。〔これは〕士の賢を尊ぶ者なり、王公の賢を尊ぶに非ざるなり）」。

交流が少なく疑いを抱きやすくなる気持ちを體す（わが身その立場においてその思いを察すること）と、必ず「忠信」が必要であることがわかる。その職位が低く俸給が少ないものの気持ちを體すると、必ず「重禄」が必要であることがわかる。「忠信」は、天からあたえられた性が接するものである。「重禄」は、天のあたえる禄を共にするものである。だから私心から豪傑を籠絡するものではない。こうした上の一層の道理から説きだして実のあるものとする。そうすればようやく三代の君臣の意味を表わす八股文となる、という。

それでは熊伯龍の「忠信重禄 二句」題文の検討を行ないたい。題文は、以下のようなものである。八股文の形式を分かりやすくするため、段落を区切って全文を提示し、その後に注釈をつける。なお、拙稿では「忠信重禄」題文は、光緒十四年（一八八八）刊『二百八科郷會文統』所収のものを用いる。

忠信重禄 二句

徴勸士之實、而仁義行乎其間矣、

盖忠信所以明義、重禄所以明仁、勸士者寧外取人之道而致之乎、

對公若曰、人主將致非常之士、而必待非常之舉、未見士之為王前也、人情莫不相避於偽、

而又欲自厭其心、誠使君有情、羣斟酌之、臣有心、吾敬答之、非常之報亦往往而収焉、

經言體羣臣、凡以羣臣固士也、

無公孤之貴、則君王之色、擬於帝天、恩威叵測、非所期也、亦播以朝廷之至意而已、

從田間而來、則宣力之暇、亦念身家、國典而外、不敢干也、亦予以臣子之厚實而已、

然則忠信重禄、曷可已哉、

以父母之身、千里而事人、其心易為天子之所疑、若曰彼特為禄來也、而以槩天下之士則大

不可，今日者，有大利則喜形於色，有大害則憂形於色，至誠惻怛，無不為子大夫取諸懷也，夫忠者人臣之道則然，而顧已得之於其君，是忘乎其君者也，忘乎其君，何君也哉，而忍負之，／

以父母之身，千里而事人，其心當為天子之所悲，若曰彼實不為祿來，而又不得不為祿來也，即古之稱良臣者何獨不然，今日者，逮其下婦子寧焉，逮其上祭器守焉，匏豕山桑，波及臣家者，皆君餘也，夫祿者，人臣之所應爾，而此若獨得之於其君，是全乎其君者也，全乎其君，何君也哉，而忍負之，／

是以

衰世之政，君非必鬼神，臣非不安飽，然任左右則易，而任工僚則難，養廉節則難，而道官貪則易，所用非所需也，故人有服政之苦，而無以動其天地生成之感，／

先王之世，官不棄賢者，亦不棄小人，然弘無欺之度，以處無欲之君子，沛有位之恩，以謝有欲之駿雄，所用皆所養也，故人知事君之樂，而合以效其腹心奔走之材，／

由此言之，推小雅樂心之旨，稽周官馭富之隆，將無望於後人哉

【注釈】

徵勸士之實，而仁義行乎其間矣，

蓋忠信所以明義，重祿所以明仁，勸士者寧^①外取^②人之道而致之乎，

①外取：『左傳』哀公九年に「鄭武子賸之嬖許瑕求邑。無以與之。請外取。許之（鄭の武子賸の嬖の許瑕邑を求む。〔しかし〕以て之に與うる無し。外に取らんことを請う。之を許す：鄭の武子賸のお気に入りぶしようの許瑕が封邑を求めたが、あたえる邑がなかったので、国外から取ってほしいと要請があり、それを許可した）」。

②人之道：『中庸』第二十章・第十七節・『孟子』離婁上に「誠者，天之道也。誠之者，人之道也（誠（真実無妄）は，天の道なり。之を誠にする（自分の心を誠にしようと努力する）は，人の道なり）」。

（「勸士（士を勧む：士をはげます）」の實を徵（明らかにする）すれば，仁・義 其の間に行なわる，

蓋し「忠信」は「義」を明らかにする所以，「重祿」は「仁」を明らかにする所以なり。「勸士（士を勧む）」する者は，寧^③に「人の道」を外取して之を致さんか

【「勸士（士をはげます）」の実体を明白にするならば，そこに仁・義がある。

「忠信」は「義」を明らかにするものであり，「重祿」は「仁」を明らかにするものである。この「勸士（士をはげます）」は，「〔自分の心を誠にしようと努力する〕人の道」を自分ではなく外から取ってきて行なおうとすることなのであろうか，いやそうではない】

對公若曰，人主將致非常之士，而必待非常^④之舉^⑤，未見士之為王前也^⑥，人情莫不相避於偽，而又欲自厭其心^⑦，誠使君有情^⑧，羣斟酌之^⑨，臣有心^⑩，吾敬答之^⑪，非常之報亦往往而取焉，

①待（待遇する）：題目の朱注に「忠信重祿，謂待之誠而養之厚，蓋以身體之，而知其所頼乎上者如此也

（「忠信もて祿を重くす」は、之を待するに誠にして、之を養うに厚きを謂うなり。蓋し身を以て之を體し、其の上に頼る所の者を知ること此の如きなり）。

②非常之舉：『史記』司馬相如傳・『漢書』司馬相如傳下に「蓋世必有非常之人，然後有非常之事。有非常之事，然後有非常之功（蓋し世に必ず非常の人有りて，然る後に非常の事有り。非常の事有りて，然る後に非常の功有り）。『漢書』武帝紀にある武帝の詔「蓋有非常之功，必待非常之人（蓋し非常の功有るは，必ず非常の人に待つ）」は，この司馬相如の「難蜀父老文」に基づいているようである。

③為王前：『詩經』國風・衛風・伯兮に「伯兮朅兮，邦之桀兮。伯也執殳，為王前驅（伯の朅なる，邦の桀なり。伯や殳を執りて，王の爲に前驅す）」。

④厭其心：『晦庵先生朱文公文集』卷三十・書・「答汪尚書」に「愚恐王氏復生未有以默其口而厭其心也狂妄僭率極言至此（愚（朱子）恐るるに王氏（王安石）復た生まるるや，未だ以て其の口を黙して其の心を厭うこと有らざるなり）」。

⑤有情：『孟子』告子上に「孟子曰，乃若其情，則可以爲善矣（孟子 曰く，乃ち其の情の若きは，則ち以て善を爲す可し：〔性の發動した〕情は本来的にただ善をなすことができる）・・・」。

⑥有心：『詩經』小雅・「巧言」に「他人有心，予忖度之（他人 心有り，予 之を忖度す）」。

⑦吾敬：『孟子』告子上に「孟季子問公都子曰，何以謂義内也。曰，行吾敬，故謂之内也（孟季子 公都子に問うて曰く，何を以て義は内と謂うや，と。曰く，吾が敬を行なう，故に之を内と謂うなり，と：孟季子が〔孟子の門人の〕公都子に質問して，どうして義は心の内から起こるのでしょうか，という。公都子は，〔敬する相手は外にあるけれども，敬すべきことを知って〕わが心の敬意を示します。だから義は心の内から起こるのです，といった）」。

⑧非常之報：『晦庵先生朱文公文集』卷九十五下・行狀・「少師保信軍節度使魏國公致仕贈太保張公行狀」に「臣聞受非常之恩者，圖非常之報（臣 聞く，非常の恩を受くる者は，非常の報を圖る）」。

〔孔子は〕公（魯の哀公）に對して若くのごとく曰く，人主 將に非常の士を致さんとし，而して必ず非常の舉を待（待遇）す（破格の待遇をする）るも，士の王の爲に前むを見ざるなり，人情 偽りを相い避けざるは莫し，而れども又た自から其の心を厭わんと欲す。誠に君をして情有らしむれば，羣 之を斟酌す。臣 心有れば，吾が敬もて之に答え，〔人主は〕非常の報も亦た往往にして焉を取（受け取る）む〕

【孔子は，公（魯の哀公）につぎのようにいう。君主は非凡の人物を招き寄せようとして，必ず破格の待遇をするものの，士が王のために進んで行なおうとすることを見かけない。人の気持ちとして偽りを避けようとする。しかし，みずから自分の気持ちを覆い隠そうとする。ほんとうに君主が〔善をなす〕気持ちをもつようにすれば，人々はそれを推し量る。臣にも心があるので，自分の心にある敬意を尽くしてこれに応じる。君主は非凡な返礼も往々にして受け取れるのである】

經言體羣臣，^①凡以羣臣固士也，

①體群臣：『中庸』第二十章・第十二節に「凡爲天下國家有九經・・・體羣臣也・・・（凡そ天下國家

を爲むるに九經有り。……[そのひとつに] 羣臣を體する（わが身をその立場においてその思いを察すること）なり」。

（經に羣臣を體す（わが身を群臣の立場に置いて理解する）と言うは、凡そ羣臣を以て士を固（安定）くするなり）

【經（『中庸』）で、わが身を群臣の立場に置いて理解すると言っているのは、すべて群臣 [への対応を見せて] 士の人たちの気持ちをしっかりさせるためである】

無公孤^①之貴，則君王之色，擬於帝天^②，恩威叵測^③，非所期也^④，亦播以朝廷之至意^⑤而已，從田間而來，則宣力之暇^⑥，亦念身家，國典^⑦而外，不敢干也，亦予以臣子之厚實^⑧而已，

①公孤：『書經』周官に「立太師・太傅・太保，茲惟三公（太師・太傅・太保を立つ，茲れ惟れ「三公」）と「少師・少傅・少保曰三孤。貳公弘化（少師・少傅・少保を「三孤」と曰う。公に貳し [三公の副官とし] て化を弘む）」とある。

②帝・天：『詩經』國風・鄘風・君子偕老に「胡然而天也，胡然而帝也（胡ぞ然く（なんとまあ）天の^{こと}而くなるや，胡ぞ然く帝の^{こと}而くなるや）」とあり、『詩集傳』では「胡然而天也，胡然而帝也，言其服飾容貌之美。見者驚猶鬼神也（「胡然而天也，胡然而帝也」は，其の服飾容貌の美を言う。見る者 驚きて猶お鬼神のごとしとするなり）」と注する。

③叵測（計り知れない）：『新唐書』卷二百・列傳第一百二十五・儒學下・「尹愔」に「[尹愔] 嘗受學於國子博士王道珪。稱之曰，吾門人多矣，尹子叵測也（[尹愔] 嘗て學を國子博士の王道珪に受く。[王道珪は] 之を稱して曰く，吾が門人多し。[しかし] 尹子は叵測なり，と）」。

④非所期：『晦庵先生朱文公文集』卷三十三・書・「答呂伯恭」に「場屋得失初非所期，亦復任之耳（場屋の得失 初めより期する所に非ず，亦復た之に任ずるのみ）」。

⑤至意：『漢書』鮑宣傳に「覽五經之文，原聖人之至意，深思天地之戒（五經の文を覽て，聖人の至意を^{たず}原ね，深く天地の戒を思う）」。

⑥宣力：『書經』益稷に「予欲宣力四方。汝為（予 力を四方に^の宣べんと欲す。汝 爲せ：私は自分の力を四方に広め，すぐれた統治を行ないたいと願っている。汝はそれを手助けせよ）」。

⑦國典：『禮記』月令に「天子乃與公卿大夫，共飭國典，論時令，以待來歲之宜（[季冬に] 天子 乃ち公卿・大夫と共に國典を^{ととの}飭え，時令を論じて，以て來歳の宜しきを待つ）」とあり，鄭注に「飭國典者，和六典之法也（「國典を^{ととの}飭える」とは，六典（治典・教典・禮典・政典・刑典・事典：『周禮』天官・大宰による）の法を^{ととの}和うるなり）」。

⑧厚實：『後漢書』仲長統列傳第三十九に「……此皆公侯之廣樂，君長之厚實也（此れ皆な公侯の廣樂，君長の厚實なり：王侯大臣の盛大な楽しみ，君長の富裕さである）」。また，『史記』魯仲連傳に「此兩計者，顯名厚實也（此の兩計は，顯名にして厚實なり：この二つの策は，名声を高め，実益も厚い）」。

（公孤（重臣）の貴無ければ，則ち君王の色（表情），帝・天に擬するも，恩威（恩恵や実権） 叵測（計り知れない）。[また，もともとそれらを] 期する所に非ざるなり，亦た以て朝廷の至意を播（広める）するのみ，

田間より來れば、則ち力を宣ぶるの暇に、亦た身家を念う。[それにこのことは] 國典より外、敢て干せざるなり、亦た^{あた}予うるに臣子の厚實を以てするのみ)

【重臣の高い爵位にいるもの以外は、[君主のことがよく分からないので]、君主の色（表情）を天帝のようなものになぞらえてみるが、与えられる恩恵や実権はよくわからない。それに、[もともとそれを] 期待しているものではない。おなじく朝廷のまごころを広めるだけである。地方よりやってきたのならば、自分の能力を發揮する合間に、自分や家のことを考える。[それに俸給のことは] 国家の制度外のことであり、あえて関わるものではない。[君主が判断して] 臣下に俸給を与えるだけである】

然則忠信重祿、曷可已哉^①、

①已哉：植學齋編訂『舉業辨字』（歇語辭第七・「已哉」条・三十六葉）に「亦た豈に此に止まらんやの意なり」。

(然らば則ち「忠信重祿（忠信もて祿を重くす）」は、曷ぞ可なるや)

【そうであるならば、「忠信重祿（忠信もて祿を重くす）」はどうすれば可能なのか】

以父母之身^①、千里而事人^②、其心易為天子之所疑、若曰彼特為祿來也、而以槩天下之士則大不可、今日者、有大利、則喜形於色^③、有大害、則憂形於色^④、至誠惻怛^⑤、無不為子大夫取諸懷也^⑥、夫忠者、人臣之道則然、而顧已得之於其君、是忘乎其君者也^⑦、忘乎其君、何君也哉^⑧、而忍負之、

①父母之身：『禮記』内則に「曾子曰、孝子之養老也……孝子之身終。終身也者、非終父母之身、終其身也（曾子 曰く、孝子の老（老父母）を養うや……孝子の身終えるまでです。身終うとは、父母の身を終うるに非ず、其の身を終うるなり：曾子が言う。孝子は老父母をいたわり養う……孝子は身を終えるまでこのようにする。身を終えるまでとは、父母が身を終えるまでというのではなく、孝子自身が身を終えるまでということである）……」。

②千里：『孟子』梁惠王上に「王曰叟不遠千里而來（王 曰く、叟 千里を遠しとせず來る）」。

③事人：『論語』微子に「柳下惠爲士師、三黜。人曰、子未可以去乎。曰、直道而事人、焉往而不三黜。枉道而事人、何必去父母之邦（柳下惠 士師（司法長官）と爲り、三たび黜けらる。人 曰く、子 未だ以て去る可からざるか、と。曰く、道を直くして人に事うれば、焉に往きて三たび黜けられざらん。道を枉げて人に事うれば、何ぞ必ずしも父母の邦を去らん、と）」。

④天下之士：『孟子』公孫丑上に「孟子曰、尊賢使能、俊傑在位、則天下之士皆悅而願立於其朝矣（孟子 曰く、賢を尊び能（有能な者）を使い、俊傑（才能がすぐれた者） 位に在れば、則ち天下の士皆な悦びて其の朝に立たんことを願わん）」。

⑤大利：『禮記』表記に「子曰、事君大言入、則望大利。小言入、則望小利。故君子不以小言受大祿。不以大言受小祿。易曰、不家食吉（子 曰く、君に事うるに大言入れば、則ち大利を望む。小言入れば、則ち小利を望む。故に君子は小言を以て大祿を受けず。大言を以て小祿を受けず。『易』に曰く、家せずして、吉なり、と）」。

- ⑥形於色：『公羊傳』桓公二年に「孔父可謂義形於色矣（孔父 義 [顔] 色に形あらわると謂う可し）」。
- ⑦至誠惻怛：『論語』微子・「孔子曰、殷有三仁焉」の朱注に「三人之行不同、而同出於至誠惻怛之意。故不嘖乎愛之理、而有以全其心之德也（三人之行 同じからざれども、同じく至誠惻怛（究極の誠実さと悲しみの感情）の意より出づ。故に愛の理に嘖らずして、以て其の心の徳を全うすること有るなり）」。
- ⑧取諸懷：『左傳』宣公十一年に「所謂取諸其懷而與之也（所謂ゆる諸れを其の懷ふところに取りて之あたに與あたうるなり：人の懷中から物を取っても、それを返せば罪はない）」。
- ⑨人臣之道：『史記』司馬相如傳・『漢書』司馬相如傳下に「夫邊郡之士、……計深慮遠、急國家之難、而樂盡人臣之道也（夫れ邊郡の士は、……計深く慮遠にして、國家の難を急として、樂しみて人臣の道を盡くすなり）」。
- ⑩顧：『舉業辨字』（轉語辭第三・「顧」条・三十四葉）に「顧：二字連用す。蓋し指す所有りて順落するの辭なり。文義 已に畢りれば、之を多用す」。
- ⑪者也：『舉業辨字』（歇語辭第七・「者也」条・十八葉）に「上文につきて進みて之を論ずるの辭」。
- ⑫君也哉：『詩經』國風・秦・「終南」に「君子至止、錦衣狐裘。顔如渥丹、其君也哉（君子 至る、錦衣狐裘す。顔 渥丹の如し、其れ君なるかな（まことに君らしい風采態度であることだ）」とあり、『詩集傳』は、「其君也哉、言容貌衣服稱其爲君也（「其君也哉」は、容貌衣服 其の君爲るに稱なうを言うなり）」。
- また、「也哉」は、『舉業辨字』（歇語辭第七・「也哉」条・三十六葉）に「也哉：搖曳（ゆらゆらと揺れて後を引く・揺れ動く）詠歌歎の辭。其の音 甚だ長し」。

（父母の身あるを以て、千里して人に事う、其の心 天子の疑う所と為り易し、「彼 特に禄の爲に來る」と曰い、而して〔禄の爲に來るといふことを〕以て天下の士を槩（概括）するが若ごときは則ち大いに不可なり。今日者、大利有れば、則ち喜 [顔] 色に形あらわる、大害有れば、則ち憂 [顔] 色に形あらわる、至誠惻怛、子・大夫の諸を懷ふところに取るを為さざるは無きなり、夫れ忠なる者は、人臣の道なれば則ち然り、而して顧みれば已に之を其の君に得、是れ其の君を忘るる（輕視する）者なり、其の君を忘るるは、何れの君なるや、忍びて之を負わん）

【父母が健在なのに、遠くを厭わずに人に仕えようとする。その心は天子に疑われやすい。「彼は特に俸給のためにやってきた」といい、それで天下の士をひとまとめにするようであれば、大いによくないのである。今は大きな利益があれば、喜びが顔に現われ、大きな損害があれば憂いが顔に現われる。究極の誠実さと憂いの感情というものは、子・大夫が人の懷から借りてくるようなものではない。「忠」というのが人臣の道としてならば、それでいい。ところが「忠」を〔自発的ではなく、俸禄によって〕その君主から得たものであるとすると、その君主のことを忘れてしまうことになる。君主を輕視するものがいれば、どのような君主だろうか、我慢してこうしたことに耐えられるものは】

以父母之身、千里而事人、其心當為天子之所悲、若曰彼實不為禄來、而又不得不為禄來也、即古之稱良臣者何獨不然、今日者、逮其下婦子寧焉、逮其上祭器守焉、匏豕山桑、波及臣

家者、皆君餘也、夫禄者、人臣之所應爾、而此若獨得之於其君、是全乎其君者也、全乎其君、何君也哉而、忍負之、

①良臣：『孟子』告子下に「孟子曰、今之事君者皆曰、我能爲君辟土地、充府庫。今之所謂良臣、古之所謂民賊也。君不郷道、不志於仁、而求富之。是富桀也（孟子曰く、今の君に事うる者は皆な曰く、「我能く君の爲に土地を辟き、府庫を充たす」と。今の所謂ゆる良臣は、古の所謂ゆる民の賊なり。君 道に郷わらず、仁に志さずして、之を富まさんことを求む。是れ桀を富ますなり）・・・」。

②古之稱良臣者、何獨不然：『孟子』盡心上に「孟子曰、古之賢王、好善而忘勢。古之賢士、何獨不然。樂其道而忘人之勢。故王公不致敬盡禮、則不得亟見之。見且猶不得亟、而況得而臣之乎（孟子曰く、古の賢王 善を好みて勢（自分の權勢）を忘る。古の賢士 何ぞ獨り然らざらん（昔の賢明な士人もやはり同様であった）。其の道を樂しみて、人の勢いを忘る。故に王公 敬を致して禮を盡さざれば、則ち亟しば之に見うを得ず。見うことすら且つ猶お亟しばするを得ず、而るを況んや得て之を臣とするをや）」。

③婦子寧：『詩經』周頌・「良耜」に「百室盈止。婦子寧止（百室 盈ちて、婦子 寧し：一族の家は穀物でいっぱいになり、女性も子供も安泰である）」。

④祭器：『禮記』曲禮下に「凡家造、祭器爲先・・・無田祿者、不設祭器（凡そ家の造るものは、祭器先と爲す・・・田祿無き者は、祭器を設けず：大夫がはじめて家具を作る場合は、まず祭祀の器具を整える・・・領地を所有しない者は、祭祀の器具を作らない）・・・」。

⑤匏豕山桑：『詩經』大雅・「公劉」に「執豕于牢、酌之用匏（豕を牢に執え、之を酌むに匏を用う）」の毛傳に「執豕于牢、新國則殺禮。酌之用匏、儉以質也（「豕を牢に執え」とは、新國（新たに都を移す）なれば則ち禮を殺（そぐ）なり。「之を酌むに匏を用う」とは、儉 質を以てするなり）」とあり、『詩集傳』に「以豕爲殺、用匏爲爵、儉以質也（「以豕爲殺、用匏爲爵」とは、儉 質を以てするなり）」という。『詩經』小雅・「南山有臺」に「南山有桑、北山有楊、樂只君子、邦家之光、樂只君子、萬壽無疆（南山に桑有り、北山に楊有り、樂只の君子は、邦家の光、樂只の君子は、萬壽 疆無し）」とある。

⑥波及臣家者、皆君餘也：『左傳』僖公二十三年に「對曰、子女玉帛、則君有之。羽毛齒革、則君地生焉。其波及晉國者、君之餘也。其何以報（對えて曰く、子女玉帛は、則ち君（楚の成王）之有り。羽毛齒革は、則ち君の地に生ず。其の晉國に波及する者は、君の餘なり。其れ何を以て報ぜん：[晉の重耳はもてなしを受けた楚の成王に] 子女玉帛は楚君が持つておられます。[武器の材料の] 羽毛齒革も楚君の領地の産物で、晉国に入ってくるものは、楚君のお余りですので、なにでお返しすればいいのかわかりません）」。

（父母の身あるを以て、千里して人に事う、其の心 當に天子の悲しむ所と爲るべし、「彼實に禄の爲に來たらず」と曰い、而して又た禄の爲に來るを得ざるとするが若きは、即ち古の良臣と稱する者 何ぞ獨り然らざらん、今日者、其の下に逮び婦子寧し、其の上に逮び祭器守らる（維持する）。匏豕山桑、臣家に波及する者は、皆な君の餘なり、夫れ禄は、人臣の應（支付）さる所なり、而して此れ若し獨り之を其の君に得れば、是れ其の君を全（保全）する者なり、其の君を全（保全）すれば、何れの君なるや、忍びて之を負わん）

【父母が健在なのに、遠くを厭わずに人に仕えようとする。その心は天子の悲しむ所となるべきものである。「彼は実に俸給のために来たのではない」といいながら、それでも俸給のために来ざるを得なかったというようなことは、昔の良臣と称された者も、やはり同じであった。今、下は家族が安泰となり、上は[自分の宗廟の]祭祀の器具も維持される。質素で国が繁栄することで、臣下に影響してくるものは、すべて君主の余りものである。そもそも「祿」とは臣下に支給されるころのものであり、すべてをその君主から得たのである。これは君主[の立場]を保全するものとなる。君主[の立場]を保全するものであれば、どのような君主だろうとも、我慢してこうしたことに耐えられるものだ】

是以

衰世^①之政、君非必鬼神、臣非不安飽^②、然任左右則易、而任工倖則難、養廉節^③則難、而違官貪則易、所用非所需也、故人有服政之苦、而無以動其天地生成之感、先王之世、官不棄賢者、亦不棄小人、然弘無欺^⑤之度、以處無欲^⑥之君子、沛有位之恩、以謝有欲^⑦之駿雄、所用皆所養也、故人知事君之樂、而合以效其腹心奔走之材、

①衰世：『論語』雍也の「子曰、不有祝鮀之佞、而有宋朝之美、難乎、免於今之世矣（子曰く、祝鮀の佞有りて、宋朝の美有らざれば、難きかな、今の世に免れんこと）」条の朱注に「言衰世好諛悦色。非此難免。蓋傷之也（言は衰世 諛を好み色を悦ぶ。此れに非れば免れ難し。蓋し之を傷むなり）」。

②安飽：『論語』學而の「子曰、君子食無求飽……」の朱注に「不求安飽者、志有在而不暇及也（安飽を求めざる者は、志の在る有りて、及ぶに暇あらざるなり：安住や飽食を求めない者は、志すところがあるからそこにまで及ぶ暇がない）」。

③廉節：『史記』儒林傳に「其治官民皆有廉節、稱其好學（[申公（名は培）の弟子たちで官員となったものは] 其の官・民を治めるに皆な廉節（清廉で節義がある）有りて、其の好學を稱さる）」。

④天地生成：『朱子語類』卷第七十四・易十・上繫上に「問「一陰一陽之謂道」。曰、一陰一陽、此是天地之理。如「大哉乾元、萬物資始」、乃「繼之者善也」、乾道變化、各正性命。此「成之者性也」。這一段是說天地生成萬物之意、不是說人性上事（「一陰一陽之謂道」（『易』繫辭上）を問う。曰く、一陰一陽、此れ是れ天地の理なり。如「大なるかな乾元、萬物 資り始む」（『易』乾卦象傳）、乃ち「之を繼ぐ者は善にして」（『易』繫辭上）、乾道 變化して、各々性命を正す（『易』乾卦象傳）なり。此れ「之を成す者は性なり」（『易』繫辭上）。這の一段は是れ天地の萬物を生成するの意を説く。是れ人性上の事を説くにあらず」。

⑤無欺：『大學』傳第六章・第一節に「所謂誠其意者、毋自欺也。如惡惡臭、如好好色、此之謂自謙。故君子必慎其獨也（所謂ゆる其の意を誠にする者は、自から欺むこと母きなり。惡臭を惡むが如く、好色を好むが如し。此れ之れ自から謙くすと謂う。故に君子は必ず其の獨りを慎むなり）」。

⑥無欲：『禮記』表記に「子曰、無欲而好仁者、無畏而惡不仁者、天下一人而已矣。是故君子議道自己、而置法以民（子曰く、欲無くして仁を好む者と、畏ること無くして不仁を惡む者とは、天下一人のみ。是の故に君子は道を讓ること己自らし、法を置くに民を以てす：孔子が言う、求めるものがあるというわ

けでなく、心から仁を好む人と、恐れるところがあるわけではなく、心から不仁を憎む人とは、天下にただ一人くらいである。だから、君子はよく道理を考え、先ずはみずから行なってみて、そして自分の行なった法度を人々に施す)』。

⑦有欲：『書經』仲虺之誥に「惟天生民有欲。無主乃亂。(惟れ天 民を生じて欲有り (有欲)。主無ければ乃ち亂る：天が生み出した民には欲望がある。君主がなければ、必ず乱れる)』。

⑧腹心：『詩經』國風・周南・「兔置」に「赳赳武夫，公侯腹心(赳赳たる武夫は、公侯の腹心)」とあり、『詩集傳』は「腹心，同心同徳之謂(腹心は、同心同徳の謂なり)」と注する。なお、「同心同徳」は、『書經』泰誓中に「予有亂臣十人(「亂」は反訓)，同心同徳」とある。

⑨奔走：「奔奏」の意味か。そうであるならば、『詩經』大雅・「緜」に「予曰有奔奏，予曰有禦侮(予 曰に奔奏有り，予 曰に禦侮有り)」とあり、毛傳・『詩集傳』ともに「諭徳宣譽曰奔奏(徳を諭え譽を宣べるを「奔奏」と曰う)」と注する。

(是を以て

衰世の政は、君 必ずしも鬼神に非ず、臣 安飽せざるに非ず。然れども左右に任ずるは則ち易し、而して工僚(官員)を任ずるは則ち難し、廉節(清廉で節義がある)を養うは則ち難し、而して官[からの]の貪(一方的な追及)を遁れるは則ち易し。[衰世の政治で]用いる所は需むる所に非ざるなり、故に人 服政の苦有り、而して以て其の天地生成を動かすの感無し、

先王の世は、官 賢者を棄てず、亦た小人も棄てず、然れども欺むくこと無きの度(尺度)をひろくし、以て無欲の君子を處し、沛(盛大貌；充足貌)として有位(居官)の恩あり、以て有欲の駿雄を謝(用いない)す、[先王の]用いる所は皆な[先王の]養なう所なり、故に人 君に事うるの樂を知り、而して合に以て其の腹心の奔走するの材を效すべし)

【こうしたことから、衰世の治世では、君主は必ずしも鬼神ではないし、臣下は安住・飽食できないことはない。しかし[君主が]左右の者を任命することは簡単であるが、官員を任命するのは難しい。清廉で節義がある者を養成することは難しいが、官[から]の追及を逃れるのは[不正を行なえるので]易しい。衰世の治世で任用されるのは、求められている者ではない。そのため、人々は政務を執り行なうのに[不正を行なっているという]苦痛があり、世の中を[正しく]動かしているという感情はない。

先王の治世では、官僚は賢者を見捨てないし、また小人も見捨てない。しかし、欺くことがないという尺度をひろくして、無欲の君子を処遇し、おおいに官職に就ける恩恵がある。そして自分の欲を満たそうとする駿雄(英才)を用いない。[先王の]が採用してきたものはすべて[先王の]養育してきたものたちである。そのため、人々は君主に仕える楽しみを理解し、[考えや徳を同じくする]腹心のものが君主の徳を伝える人材を招く】

由此言之、推小雅樂心^①之旨、稽周官馭富^②之隆、將無望於後人哉

①樂心：『詩經』小雅・「鹿鳴」に「我有旨酒，以燕樂嘉賓之心(我に旨酒有り，以て嘉賓の心を燕樂(安

んじて楽しませる)す)』。

②馭富：『周禮』天官・冢宰に「[大宰之職]以八柄詔王馭羣臣。一曰爵。以馭其貴。二曰祿。以馭其富(八柄を以て王に羣臣を馭べる(使いこなす)ことを詔ぐ。一に曰く爵。以て其の貴きを馭ぶ。二に曰く祿。以て其の富を馭ぶ)・・・』。

(此に由りて之を言え、小雅の樂心の旨を推し、周官の馭富の隆を稽え、將に後人に望むところ無からんとするや)

【ここからすると、「忠信をもて祿を重くす」というのは、『詩經』小雅でいう「安んじて楽しむ」の意図を押し広め、『周禮』に「祿で臣下を使いこなす」とあることを考えさせ、後の人に【これ以上】望むことがないようにさせるものなのである】

このように「忠信重祿 二句」題文も經書からの出典を多用して題目を敷衍する。ただ、後股では題目の解釈を逸脱して「衰世之政」と「先王之世」とを持ち出して対比する。熊伯龍が敢えてこのようなことを行なったのは、「衰世之政」で明末の政治状況を、「先王之世」で清政権のヌルハチ(太祖)・皇太極(太宗)の治世を連想させるようにし、自分は清政権を称える立場であるということを理解してもらいたかったのではないだろうか。

さらに言うと、明末の八股文でこのように「衰世之政」と「先王之世」とを持ち出したならば、自分の主張を込めて文章をさらに展開させて書かれていたかと思う。ところが、この後股では經書からの引用を多用し、分かりやすく「先王之世」を賛美するだけである。これなどは、余計なことを書き込んで、清政権を称賛するという自分の意図を誤解されないようにと考えたからであろうか。

熊伯龍は、こうした八股文を提出して、狙い通りに順天郷試に中式する。

おわりに

明政権から清政権になったが、八股文を用いる試験制度には変更はなかった。そうすると、受験生たちにとっては、どのような形式の八股文を書けば中式できるのかが最大の関心事となる。

拙稿で検討した熊伯龍は、新政権では、まだ試験結果を左右するような派閥が形成されておらず、特定のグループ内で名声を得てその推薦を得て中格を目指すという、明末の方法は有効ではないと見た。また、異民族の清政権の試験では、八股文に時事評論を書き込むと中格は難しいと判断した。そこで、熊伯龍は徹底的に『四書』解釈を主とし、典故を多く踏まえた八股文を書こうとした。典故を多くすれば、清政権の忌諱に触れても自分の意見ではないと言い逃れができるからである。ただそれだけでは考官(試験官)たちに注目されないので、間接的に清政権賛美ととれるような内容を織り込む。こうすることで熊伯龍は、一甲二名(榜眼)の進士及第となった。

俞長城は、熊伯龍が「清朝における八股文の文体を切り開いた」（「題熊鍾陵稿」『可儀堂一百二十名家制義』卷四十・三葉・「題熊鍾陵稿」条）と評価するが、これは、清政権で中格こうかくできる八股文の書き方を導き出したという意味で理解すべきではないだろうか。

この後、経書解釈に重点を置いて、現政権への賛美以外の時事評論は書き込まないということが、清朝の八股文作成上の基本となる。ただし、清政権を賛美するような時事評論は、政権内の微妙な権力構造まで理解できていないとかえって不利になる恐れがあるので、書かれなくなってゆく。

熊伯龍によって、こう書けば中格こうかくできるという書き方が導き出されたので、以後の受験生たちは、その書き方にしたがって八股文を書くようになる。こうして清朝における新しい八股文作成法が切り開かれていったのであろう。

The Eight-legged Essay in the early Qing Dynasty

Kunio TAKINO

Abstract

This paper examines the eight-legged essays of Xiong Bolong (1617–1679), who is thought to have initiated the eight-legged essay style of the Qing dynasty. The essay shows that Xiong Bolong's eight-legged essays, unlike the eight-legged essays at the end of the Ming dynasty, adopted an empirical style, in which he did not write his own opinions.